

平成25年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

平成25年3月5日（火曜日）

議事日程第2号

平成25年3月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（28人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 藤田君雄 | 2番 佐藤文子 | 3番 後藤健 |
| 4番 佐藤隆盛 | 5番 藤井春雄 | 6番 杉沢千恵子 |
| 7番 茂木隆 | 8番 小山緑郎 | 9番 小松栄治 |
| 10番 富岡喜芳 | 11番 佐藤清吉 | 12番 石塚柏 |
| 13番 金谷道男 | 14番 大野忠夫 | 15番 渡邊秀俊 |
| 16番 高橋敏英 | 17番 児玉裕一 | 18番 佐藤芳雄 |
| 19番 大山利吉 | 20番 | 21番 高橋幸晴 |
| 22番 本間輝男 | 23番 橋本五郎 | 24番 |
| 25番 橋村誠 | 26番 佐藤孝次 | 27番 武田隆 |
| 28番 千葉健 | 29番 竹原弘治 | 30番 鎌田正 |

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 市長 | 栗林次美 | 副市長 | 久米正雄 |
| 副市長 | 老松博行 | 教育長 | 三浦憲一 |
| 代表監査委員 | 福原堅悦 | 総務部長 | 元吉峯夫 |

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 企画部長 | 小松辰巳 | 市民部長 | 山谷勝志 |
| 健康福祉部長 | 佐々木昭 | 農林商工部長 | 高橋豊幸 |
| 建設部長 | 田口隆志 | 上下水道部長 | 小松春一 |
| 病院事務長 | 伊藤和保 | 教育指導部長 | 小笠原晃 |
| 生涯学習部長 | 佐藤裕康 | 総務課長 | 伊藤義之 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|-------|------|-------|
| 局長 | 佐々木誠治 | 次長 | 竹内徳幸 |
| 主幹 | 堀江孝明 | 主席主査 | 田口美和子 |
| 主査 | 佐藤和人 | | |

午前10時00分開議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に14番大野忠夫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、14番。

【14番 大野忠夫議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（大野忠夫） おはようございます。

今日は後ろを見ますと、たくさんの傍聴者が見えています。私も一般質問第1番手というのは、余りなかったような感じがしております。夕べから非常に緊張いたしまして寝不足ではございますが、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

また、質問に入る前に、3月1日から2日までの吹雪に対するこの事故があったわけですが、神宮寺刈和野間のJRの事故であります。この対応に私は行政の協力がすごくあったということに対して非常に誇りに思っております。私もいろんな分野か

らちよこつと電話をいただいたわけですが、そのことについて問い合わせしたら、もう既に行動しておりました。除雪、排雪をしっかりとやって、二次災害を防いでくれたこの支所の対応の仕方について感謝申し上げたいというふうに思います。非常にこの対応が今後の大仙市の災害に対する行動について、少しでも参考になればなと思ってあえて質問の台で発言させていただきました。

それでは、質問に入っていきたいというふうに思います。

3年続きの豪雪に日夜奮闘されておられる市民の皆さん、大変ご苦労様です。

また、死傷された皆さんには、お見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

今、世界経済はリーマンショック、ギリシャなどヨーロッパの金融不安などによる不況から抜け出せずに、財政金融危機は深刻さを増している状態であります。さらに東日本は、東日本大震災による原発事故からの復旧・復興が進まず、2年を過ぎようとしているわけであります。

昨年の12月総選挙により、民主党から自民党に政権交代となりまして、アベノミクスでデフレ脱却なるのか、円安株価上昇で経済が上向くのか、183通常国会の論戦が始まっております。

3月4日現在の日本借金時計によると、国・地方を合わせた借金は934兆840億円であります。また、一家庭の負債額は1,798万円、国民一人当たり705万1,500円と時間の経過とともに増え続ける様は、何とも異様でありました。

こうした中で大仙市平成25年度新年度予算、そしてまた2012年度補正予算を含めて502億円が2月25日定例会に提示され、審議されることになったわけでありませう。皆さんから大いに関心を持っていただきたいというふうに思います。

なお、質問の内容については、常日頃の市民との対話に基づいて当たり前に質問いたしますので、来年度には、こども条例制定を目指しているとのことのようなのですが、やさしい答弁を期待いたしたいと思います。

それでは最初に、第1番であります。市税・国保税等公金収納率向上についてであります。

毎年の決算審査意見は滞納の縮減について指摘していますが、平成22年度決算審査意見に対する回答では、取り組み対策の経済、滞納者の実態把握に努めるとなっております。協働のまちづくりには、市民全体の納税義務の認識が必要不可欠であると考えているわけであります。そこで、次の3点について質問したいと思います。

収納率向上のため、担当者は苦勞の連続であることがいろんな報告等を通じて伺えるわけではありますが、これまでどんな対策を検討し、結果を出してきたのか伺いたいと思います。

2番目であります。平成22年4月に秋田県地方税滞納管理機構が発足されまして、それ以降現在まで大仙市として何件活用実績があり、どのぐらいの効果があったのか伺いたいと思います。

3つ目であります。滞納処分の執行停止と不納欠損処理には、どのような手続き、手順を踏んでいるのか伺いたいと思います。

第1項目について、ご答弁をお願いします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 大野忠夫議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、収納率向上については、平成19年7月から平成21年度まで滞納整理等にかかわる県職員派遣事業により県職員の派遣を受け、市職員の育成指導を行ってきたところであり、平成20年4月には収納対策をより効果的に実施するため、税務課から納税班を収納推進課として独立させております。また、19年度から税理士1名を滞納整理指導員として採用するとともに、平成21年度からは金融機関のOB2名を納税相談、訪問徴収等のため滞納整理員として採用し、収納体制の充実・強化を図っております。

また、県と市町村による「秋田県滞納整理機構」に平成22年度から職員1名を派遣し、県と連携を図りながら滞納整理の推進に努めており、平成25年度も職員を派遣する予定であります。

こうした取り組みにより収納体制が確立したことを受けて、平成23年度からは収納推進課が税務課に統合となっております。

次に、滞納者への具体的な対策としては、電話での催告をはじめ、本庁では平日午後7時まで納税相談等のため職員を配置しているほか、支所も含め年4回の特別納税相談を休日を含め開設しております。

しかしながら、様々な呼びかけに応じない滞納者には、必要に応じて金融機関への預貯金調査等、滞納者の実態を調査・把握し、差し押さえ可能な財産がある場合には差し押さえを実施しております。また、その中で動産を差し押さえた場合は、インターネット

トオークションを活用し、その売却代金を税に充当しております。

また、納税相談時に消費者金融からの多重債務の過払い金がある場合は、整理の助言を行い、過払い金を税に充てるよう指導しており、また、確定申告により国税の還付金が発生した場合には、本人からの承諾を得て税に充当しております。

このような対策を行った結果、平成22年度の市税の収納率は、現年度で97.63%、23年度は97.90%で、国保税は現年度で、平成22年度は91.06%、平成23年度は91.98%であり、若干ですが前年度を上回っております。

児童家庭課の保育所保育料につきましては、平成22年度の収納率は99.40%、平成23年度は99.61%であります。収納率の向上のため、電話による督促や児童手当支給日に窓口で納付相談により納付計画書を作成し、納付の勧奨を実施しております。

建築住宅課の市営住宅使用料につきましては、平成22年度の収納率は95.92%、平成23年度は98.37%であります。また、駐車場使用料は、平成22年度は95.94%、平成23年度は97.57%であります。収納率の向上のため、未納が長期・高額になる前に入居者及び連帯保証人への納付指導を行い、改善が見られない場合は配達証明・内容証明付の督促状を送付し、これまでに住宅明渡し請求も実施しております。

上水道課の使用料金につきましては、上水道事業会計では平成22年度の収納率は93.81%、平成23年度は93.01%であります。簡易水道事業特別会計は、平成22年度の収納率は97.61%、平成23年度は97.76%であります。収納対策の向上では、書面により督促・催告、あわせて電話催告、訪問徴収を実施するとともに、事案によっては納付誓約書の提出を求め、それでも納付の改善が見られない場合は給水停止の予告を行った後、給水停止処分を執行しております。

下水道課につきましては、公共下水道事業特別会計では、平成22年度の収納率は97.12%、平成23年度は97.35%、特定環境保全公共下水道事業特別会計では、平成22年度の収納率は93.16%、平成23年度は93.02%、特定地域生活排水処理事業特別会計では、平成22年度は97.79%、平成23年度は98.17%、農業集落排水事業特別会計では、平成22年度は95.20%、平成23年度は94.74%であります。収納対策の向上については、上水道課の給水停止措置などにより使用料等の納付を促すなど、上下水道一体となって収納対策に取り組ん

でおります。

教育指導課の幼稚園使用料につきましては、平成22年度の収納率は99.15%、平成23年度は98.76%であります。幼稚園預かり保育料では、平成22年度96.77%、平成23年度は93.01%であります。収納率の向上では、現年度においては月ごとに督促状を発送し、過年度滞納者には催告状を1年1回発送しております。未納者については、電話で相手の都合を確認の上、2人で自宅へ訪問徴収し、分納をお願いするなど粘り強く徴収に努力しております。

学校給食総合センターにつきましては、学校給食特別会計の平成22年度の収納率は98.52%で、平成23年度は98.83%であります。収納率の向上については、現年度に督促状10回、滞納繰越処分催告書2回発送し、家庭状況等に応じて月1回の電話催告及び随時2人体制による個別訪問を行っております。

次に、秋田県滞納整理機構の活用実績につきましては、住民税を含む滞納額が100万円以上の滞納者を機構に引き継ぐこととしております。平成22年度は依頼人数46人で滞納税額7,407万5千円、平成23年度は101人で1億1,473万3千円、平成24年度は88人で8,868万2千円、合計235人で2億7,749万円を滞納整理機構に依頼しております。その結果、3年間の差し押さえ等の処分の総額は259件で6,458万5千円であります。また、そのほかに差し押さえられたことによる任意納付は2,155万円あります。差し押さえられるべき財産がなかったり生活困窮のため執行停止に該当した処分件数は50件で、その金額は7,499万7千円あります。差し押さえた金額、自主納付した金額及び執行停止の額の合計は1億6,113万2千円となっており、滞納額の処分率は滞納整理機構全体では33.34%ありますが、大仙市は58.06%あります。

次に、滞納処分の執行停止の手続き、手順につきましては、滞納者が一括で支払うことが困難で納税誓約書を提出し、毎月分納を行っている場合にも滞納者の実態調査を行っております。その結果、処分できる財産がなかった場合や処分できる財産があつたとしても住宅ローンのような借入金等が優先したり、自動車でも型式が古く換価価値がない場合や預貯金が少額しかなかった場合、また、差し押さえの対象となる全ての財産について差し押さえ、換価を完了してもまだ徴収できない市税があつた場合は、「無財産」として執行停止を実施しております。

滞納者の財産が居宅、または生活を維持するために必要なものであって、それを処分

することで生活を維持できない状況になる恐れがある場合や個人の市県民税が非課税であり、かつ差し押さえる財産がないとき及び滞納者が生活保護による扶助を受給し、またはその受給を受けなければ生活を維持することができない程度の状態になる恐れがある場合は、「生活困窮」として執行停止を実施しております。

また、市税の賦課徴収にかかわる各種文書の送達を公示送達により行った場合で、住所または居住、もしくは連絡先が不明であり、かつ財産の存否が不明であるとき、督促状または催告書が戻されるなど、現地調査を実施してもなお住所地及び財産の存否が不明であるときは、「所在不明」として執行停止を実施しております。

また、市税や国保税の減免対象者になったときなども執行停止を実施しております。

執行停止の中には、無財産等による即時欠損されるものと、3年後に欠損されるものがあります。

以上です。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、14番。

○14番（大野忠夫） いろいろとご答弁いただきました。なかなかこの税金の収納については大変なものだということは、皆さん常にこの言葉ではわかっておっても、実際に携わる人は大変なことなんだということが、またご理解できたところであります。

ただ、いろいろどこの分野でもありますけれども、今回のこの納税の関係についても、できない人は処分するという、このことについては非常に疑問を持つわけではありますが、これも一つのきまりだとすれば、また考えていかなければならないというふうに思います。

ただ、こういう処分する前に、今のお話の中でもありましたけれども、納税者がいろいろと相談したいというその環境を、もっと身近に感じられるようなそういう対策、あるいは行動をひとつこれからもお願いできればなというふうに思います。そのことについて気持ちだけで結構ですので、ご答弁お願いしたいというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員ご指摘のとおりだと思っております。市民の皆さんは、それぞれ善良な方たちという前提で、様々な状況の中でやっぱり納められない、やっぱり納め

られない、そういうことがやっぱりたくさんございますので、できるだけこの相談の環境、これには整えてご相談にのれるようにしながら、時間がかかっても少しずつでも納税していただくような環境を整えていかなきゃならないと思っております。

ただ、区別として、いわゆる悪質者に対しては、厳格な対応をしていかなければならないと思っております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、14番。

○14番（大野忠夫） この収納そのものをなぜ私この今回質問に出したかという背景には、大仙市協働のまちづくりのためには、大仙市の市民のっている行動が周りから見ても信頼できる、そういう市であって欲しいと、市民であって欲しいという立場から質問したわけでありまして、これまで収納については、納税組合というものが各地域にありまして、この方々が中心になって頑張ったわけでありまして、非常に収納率が良かったわけでありまして、これも法律に少し違反するということで、これも廃止になってきました。今度、26年度から自治会に支援してございました納税組合を廃止をして——失礼しました——納税組合にお願いしてきたものを、今度26年度から廃止をして、自治会支援による税の啓発活動を推進していくということが今回の施政方針演説の中にありました。非常にまた大変な任務を自治会で担うわけでありまして、それに先立って私はちょっとお願いと、市長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

実は、私たち大地の会では、1月21日・22日と千葉県船橋市に行政視察に行っていました。この行政視察の課題は、公金収納一元化という課題でありましたけれども、この担当者から実績を踏まえたいろいろなお話を聞いてきたわけでありまして、この船橋市への研修には内閣府をはじめとして全国145団体の視察を受けているという報告でありました。また、この担当者の話によりますと、市民公金の一元徴収により目覚ましい経過を収めているということも説明を受けたわけでありまして、間違いなくこの私たちの生活している周りを見ますと、権利義務の関係が多くあると私は思っております。この納税もしかりであります。納税できないしっかりした理由があつて、それが皆さんでそれがそうだなという処理するとすればこれは当たり前でありますけれども、納税できるのに納めないというこの感覚は、やはり認識不足だと私は思っております。そういう意味におきまして、この大仙市のこの担当者の今の報告によりますと苦勞が浮

かび上がってくるわけでありますが、自治会へのこの啓発活動を進めていくにあたって、これを担う自治会の方、あるいはいろいろな市民でも関心の持っている方々を対象にして、この船橋市の担当の方をお呼びをして皆さんで講演を聞きながら勉強したらいかがでしょうかということをご提案申し上げたいと思いますが、市長のお考えを聞いて1項目の質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員のご提案も、ある面で参考にさせていただきたいと思いますが、我々も県と滞納整理機構をつくって現在も続けておりますが、その辺のところは県を中心にして参考になる自治体の事例など十分に参考にしてこの機構を県の方でつくっていただきまして、人も派遣したり、あるいは県の職員から最初は来ていただいて指導しておりましたけれども、こちらからも行くという形で、県での関係も含めてトータルでこの対応をしてきたつもりであります。

議員の会派の皆さんがそういう意味で先行自治体と捉えて船橋市等を訪問されて、十分研修されたことも聞いておりますし、船橋市の取り組みについても我々なりに調査をさせていただいております。船橋市の良い面も取り入れながら、これからの収納対策に役立ていきたいと思っております。

ただ、船橋市のようなところは、自治体規模が人口60万人の政令都市に近いところと、我々田舎の見える関係で住んでいる地域とのやっぱり対応の仕方というのは若干違うのではないかなと思っております。我々はその地域の良さ、地方の良さを活かして納税に対する考え方を住民の皆さんに十分お知らせしながら、話し合いを中心にしながら収納率の向上という問題をやっていくべきではないかなというふうに思っております。

議員ご指摘の船橋市から誰かを呼んで勉強するという機会がつかれるかどうかはわかりませんが、県全体の中で多分滞納整理機構ができておりますので、この中で、これは一自治体の問題でなく県としては秋田県全体の問題として一緒にやっぺいこうという機構でありますので、この中で様々な勉強、研修というものを深めていかなきゃならないものと思っております。

そういう答弁で、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、14番。

○14番（大野忠夫） 次に、2番の項目について質問したいと思います。

公共下水道の水洗について、地域の快適な生活推進に環境衛生確保は必要不可欠の事業と認識をしているわけであります。平成17年3月合併時に、旧市町村の事業計画を踏襲し、大仙市の計画として進捗してきているというように思っておりますが、次の4点について伺いたいと思います。

各地域の進捗状況はどうなっているのか。また、事業計画が大幅に遅れていると思っておりますが、原因は何か、進捗状況を検討し、あるいは実施した対策はあるのか伺いたいと思います。

2番目であります。公共下水道と合併浄化槽との——これは補助金も含めた中身になりますが——併用運用はできないものなのか、このことについてお尋ねをしたい。

3つ目であります。これまで合併浄化槽に計画を変更した区域があるのか。あるとすれば、どのような経緯によるものなのか、お知らせ願いたいと思います。

4番目であります。生活環境変化の把握など、計画の未実施地域との進捗状況等、将来を担う子供たちも含め対話——私ここでちょっと話が少し足すわけでありますけれども、この私、質問書を出したときはまだ施政方針が提示されておりました。25日になって出されたわけでありますが、この中に来年度にはこども条件を制定したいという思いが書かれてあると思っております。そういう意味を込めまして、この将来を担う子供たちの意見も大いに聞いていくべきだ、あるいは話し合っていくべきだということであります。——情報交換が十分できているかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の公共下水道計画の推進についてお答え申し上げます。

はじめに、公共下水道事業の各地域の進捗状況につきましては、西仙北、協和及び仙北地域の整備事業は終了しておりますが、大曲、神岡、中仙及び南外の各地域で継続事業として実施しており、事業の展開にあたりましては全体計画のうち、概ね7年間で1期分として工事実施する区域を国からの事業認可を得て順次整備を進めております。

地域ごとの23年度末進捗率は、全体計画に対して大曲地域が41.9%、神岡地域が49.7%、中仙地域が73.5%、南外地域が36.5%で、4地域合わせた進捗率は49.6%となっております。

このように、いずれの地域の事業進捗も当初の予定からは大きく遅れている状況となっておりますが、この要因としては国の公共投資抑制による補助金の減少や市の総合計画におきましても財政体力を勘案し、全体的にバランスのとれた施策の展開を図る必要があることから、毎年度ごとの事業費について一定程度縮減しながら、できるだけ効率的な環境整備に努めてきたということでもあります。

さらに、合併特例期間終了後の市の財政状況や震災関連に重点配分される国の予算などを考慮すると、未だ未着工地区の住民に対して、その着工時期を明言できないのが実情であります。

このような状況は大仙市のみならず多くの自治体が抱える共通した課題ともなっておりますが、秋田県では現在、平成21年度から30年度までの「県生活排水処理整備構想」を中間期である平成25年度に見直しをすることとしており、各市町村の整備構想も同時に見直し作業に入ることになります。

大仙市の見直しの骨子は「整備手法の見直し」としております。つまり、完了まで長期の年数を有し、早期水洗化を望む住民要望に応えられないこと、これまでの整備に要した長期債残高が莫大であり、一般会計から多額の繰り入れをしながら、償還にはなお長期間要すること、また、受益1戸当たりの事業費が地域によっては約300万円から600万円と高額であることなどから、これまでの下水道管で汚水を集め処理場で処理する、いわゆる「集合処理型」の整備手法は多くの課題や問題があることが浮上してきております。

こうしたことから、合集処理地域の未着工地区については、これを見直し、合併処理浄化槽補助事業による「単独処理区域」に転換するなど、行政として適切な選択をしなければならない時期が来ていると考えております。

次に、公共下水道と合併処理浄化槽の併用適用につきましては、合併処理浄化槽補助事業は、下水道認可区域においては国・県の補助の対象とならないことや、認可区域を存続させながら補助金を交付した場合、二重投資になること、また、将来下水道が整備されても接続されにくいなどのデメリットがあることから、下水道認可区域内での合併処理浄化槽補助事業の併用適用は、原則できないものであります。

次に、合併処理浄化槽区域への変更についてであります。下水道の未着工認可区域にかかわる水洗化の要望に応えるため、将来認可区域から除外することを前提に、神岡地域で2件、中仙地域で5件の合併処理浄化槽設置に対し、市単独費による補助金を交

付しております。このようなことから、中仙地域においては23年度の変更認可の際に、着工まで年数を要する地域について認可区域から除外し、合併処理浄化槽に対する国・県の補助対象区域に変更しております。

次に、未実施地域との対話や情報交換につきましては、これまで述べた経緯などを踏まえ、平成25年度の見直しにおいては、大曲地域のほか神岡及び南外地域を含めた継続中の地区全体について、説明会を通じて地域の生活環境や住民ニーズを的確に把握し、現実的に実現可能な整備計画を取りまとめなければならないと強く感じております。

またあわせまして、子供たち、未来を担う子供たち、この関係についても、学校等と相談しながら、大きな生活環境、住民環境の中でこの下水道、あるいは汚水処理という問題を何らかの形で対話できるような、そういう仕組みも検討してみたいと思います。

またあわせまして、現在でも花館地区にあります最終焼却場を含めて流域下水道関係の事業について、小学校の皆さんの様々な見学、勉強会にたくさん来ていただいておりますので、この辺の事業等含めまして検討させていただきたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、14番。

○14番（大野忠夫） これも納税とやや似通っておりまして、非常に大変な事業だということとは重々理解をしているつもりであります。

ただ、先程も申しましたけれども、この下水道事業の推進については、この陰に子供たちの声が大きくあるんだということが一番認識をしていただきたかったというのが私の今の質問の趣旨であります。今この文化的な生活を進めているのは、どうしても都会が多いわけでありましてけれども、今、この少子高齢化を含めていつも問題になるのが、秋田県の教育は——ここに教育長をはじめですね、いろんなことに携わっている教員の方々もおりますけれども、全国一のレベルだということでもあります。したがって、進学もそれぞれの素晴らしい学校に進むわけでありましてけれども、この学校は秋田県にもたくさんございますが、どうしても県外、都会の方へ出て行くという状態だろうと思いません。そこで勉強して優秀なことを、ノウハウを持って自分のふるさとにUターンをしてくれば非常に有り難いわけでありまして、今も補正予算でも出されております経済・雇用対策、なかなか手法は進みません。学校を卒業しても自分の進みたい職業がないと

すれば都会に定着をしてしまう、このことがまた少子につながっていることの大きな要因の一つがこの秋田県だわけであります。そして、この子供さんたちもいろんなところに公共的な建物の中、あるいはいろんな民間の企業であっても、トイレへ行きますと全てが水洗であります。幸いにして、今、大仙市も公共施設、そして学校などもそのような状態になっているわけでありますが、子供たちも小学校を卒業する頃から、もう下水道の整備されたトイレでないと行かれないというような声も大きく聞かされます。家庭の親も常にそれは早くと思っているということですが、なかなか計画が進まないで、いつなるのかわからない。そうした中で、今、市長の答弁にもありましたけれども、合併浄化槽を特に望んだ分野については市単独の補助事業として実施をしていると。しかし、今の市の助成でやった事業ではないと思いますけれども、かつて先行して個人的に実施してきた浄化槽であります。なかなか当初の計画のように環境整備といいますか、この浄化槽のあるべき姿に到達していかないというのが現実にあるということでもあります。非常に近所にもご迷惑をかけていると、そういう話もよく聞かされます。したがって、やはり地域の皆さんは、できれば公共下水道に統一をして、そしてきっちりとこの後の子供たちにもつないでいきたいという気持ちが大いだと思います。今、市長が述べられましたけれども、国の公共事業の抑制が大きな原因でその進まないという話がありましたけれども、私はここでいつもいろんな分野で課題には出されるわけですが、地方としてはこの公共事業として、例えば下水道をもっと進捗、もっと多く進捗率を上げるためには、やはりそれなりの分野に陳情なり、そういうものを継続していかないと、なかなかこういうものが少しでも進めることはできないだろうと思います。幸いにして議会の調査——今度名前が変わりましたが——政務調査費が今度内容的に陳情などにも使用することができるというようになったようでもあります。これは議会としては当然それを待っておったわけですので、これは一生懸命進めて、そして一つでもこの地域のこういう公共事業でもプラスになるようにしていかなければならないと思いますが、市当局もこの子供たちの将来を思うときに、もっと強力にこの陳情なども一つの方法として取り入れて実施をしていただきたいというふうに思いますが、市長としていかがでしょうか。

それから、2番目は今言ってしまいましたけれども、やっぱり子供たちと家庭との中身の話もありますけれども、浄化槽はやがて今申し上げましたとおり、近所にもご迷惑がかかるような実態にいく可能性が十分はらんでいるということを十分この認識をして、

公共下水道の方にですね力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、この子供たちの何ていいますか条例——こども条例の制定の話ももう既に出ておりますけれども、この条例の中身というのは権利を、子供の権利をしっかり守るといふ、一言で言わせるとそういうことだと思っておりますが、その権利というのは従来ある権利というものもありますけれども、私はやはり将来を担っていくこの子供たちの意見をいかに聞いて、どのように受け止めて、先取りした事業を進めるかということが一番の課題だろうと思っております。このことについても市長の答弁がありましたけれども、いま一度この25年度下水道関係の計画見直しをするということなんですが、この中でしっかりと説明をしていくという、あるいはその事業に取り入れていくというそういうことをですね、きっちりと進めていただきたいというふうに思います。

今この申し上げました部分で質問された部分について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） こども条例につきましては、施政方針の中でも述べさせていただいております。議会の皆さんと一緒に、様々な条例の作り方あるようではありますが、まず子供の未来を含めたそういう大事な問題についていろいろ協議をしながら、じっくりといい条例を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それからあわせまして、議会の基本条例等で規定されて、議会の皆さんが様々な形で調査に動きやすいような形で、先般、政務調査費の関係について新しい政務活動費ですか、に変わりました、いろいろ動いていただいていること、心から感謝を申し上げたいと思っております。

このいわゆる我々市単独予算でやれる事業というのは、ほとんど限られております。ほとんど大きな事業になりますと、国の補助制度等を活用して、市でも財源を対応してやっていくということになりますので、おおもとの国の関係から例えば補助が少し減るといふことは、大きな事業でありますと大変な金額を市が負担しなきゃならないということになりますので、やっぱり有利な事業、あるいはできるだけやはりいわゆる必要な公共的な事業であれば国の制度を活用すべきものと思っておりますので、その辺は我々も動きますけれども、議会の皆さんとして、議会としてもひとつ関係省庁、あるいは県等、様々な働きかけをお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、再々質問許します。14番。

○14番（大野忠夫） 今、市長の答弁いただいて、非常に有り難いなと思います。議会の活動として行動することは、それはもう議会から見れば当然であります。その行動の前に、やはり大仙市ですので、大仙市の当局の皆さんと常日頃こういう課題について、もう少しいろんな話ができる機会を設けていただければ有り難いというふうに思います。まとめていつやるとかというよりも、常日頃、日常の中でそういう話ができるように、ひとつご協力をお願いをして2番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、3番の項目について質問を許します。14番。時間が7分ですので、よろしくお願いします。

○14番（大野忠夫） 3番目の質問であります。これも地域にかかわる課題であります。地域の市民サービスの向上についてであります。

「おおきなせなかに夢をのせ未来にはばたく元気なまち」と、いうようなことで合併後のまちづくりが始まったわけですが、合併して8年、市民サービスの向上のため幾多の機構改革を進めてきたことに敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。そのことを踏まえながら、次の3点について質問をしたいというふうに思います。

これまで進めてきた機構改革についての今日的な評価を個別具体的に伺えれば大変有り難いと思います。

2つ目であります。平成23年4月から健康増進センターを西部・東部・中央と3ブロックに集約をして事業展開していますが、集約後2年が経過する各センターの事業運営状況について伺いたいと思います。

3つ目であります。地域ごとに栄養指導を進めることで市民の健康増進はもとより、各地域の健康管理、高齢者の医療費抑制等、メリットも多くあると思います。そこで、現状における食生活改善推進協議会の活動状況及び活動環境は十分であるのか伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、地域の市民サービスの向上についてお答え申し上げます。

はじめに、これまでの機構改革に対する評価についてであります。合併後、将来のあるべき行政体制を見据え、また、そのときどきの情勢に対応するため組織機構の再編

に取り組んでいるところであります。

これまでの主な取り組みといたしましては、業務の効率化と市民にわかりやすい組織のあり方を目指して、平成18年4月には大曲支所業務を本庁に統合・融合させたほか、7総合支所についても6課体制から4課体制としてまいりました。平成20年度には、秘書及び広聴機能を充実させるため「秘書課」を新設し、市税の収納率向上と強化を図るため「収納推進課」を、男女共同参画のほか国際交流及び地域内外の交流と協働を推進するため「男女共同参画・交流推進課」をそれぞれ設置しました。また、農林商工部関係では、地域経済の活性化を積極的に推進するため、商工観光課を「商業労政課」・「企業対策室」・「観光物産課」の3課に再編したところであります。平成22年度には、市としての機能充実を目的とし、これまで県が所管していた建築確認業務の一部を市で行うため「建築住宅課」を新設しました。さらに、平成23年4月の機構改革においては、団塊の世代の大量退職に伴い、時代の要請や市民目線の組織づくり、適正規模の職員配置を行うため、プロジェクトチームを立ち上げ検討を行った結果、これまでの82課から29課減の53課体制としたところであります。

主な内容といたしましては、総合支所を支所とし、4課体制を2課体制としたほか、本庁においては重要課題への取り組みを推進するため「総合防災課」・「企業対策課」を設置、また、健康増進センターについては各地域に設置された分室を3ブロックに集約したほか、教育委員会に部制を導入し「教育指導部」と「生涯学習部」の2部制とするなど、大幅な機構改革を実施したところであります。

このように組織の専門家やそれに伴う専門職員の配置、今後の大仙市発展における大きな課題となる少子高齢化対策など、市民サービスや市の課題に対応すべく組織機構の再編に取り組んできた結果、市の主要産業である農林商工関係における喫緊の課題への対応や限られた人員で横断的に業務に対応できるような体制が構築でき、あわせて職員一人ひとりの能力を活かし、行政の一定のスリム化・効率化が図られてきております。

また、財政基盤の健全化を図る上においても適切な職員配置や施設管理が行われ、職員人件費の削減に、より効果が現われてきているものと考えております。

次に、健康増進センターの事業実施状況につきましては、西部・東部・中央それぞれには較差はなく、ほぼ同じ職員配置で同じ事業を実施しておりますが、集約時に「業務担当制」と「地域担当制」を導入し、それぞれの職員の役割を明確化するとともに分室間の連携を強化したことにより、効率的な業務執行とサービス提供が可能となっております。

ます。

一例を挙げますと、乳幼児健診につきましては、ブロック集約前は地域における乳幼児数が少ないため、健診を受ける母子も少なく、母親が乳児健診の付加価値として求めている「母親同士の子育てに関する情報交換の場」としては不十分な環境にありましたが、ブロック化したことによって健診を受ける母子の数も増え、例月健診を適齢の時期に受診・指導することが効率的かつ容易になり、結果として母親が求めている情報交換の場も提供された形となっております。

なお、成人関係の各種検診等につきましては、地域に密着した実施が不可欠であることから、これまでと同様に地域の身近な会場に職員が出向き、積極的に各種保健サービスの提供に努めております。

次に、食生活改善推進協議会の活動状況につきましては、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、減塩や野菜摂取を奨励し、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防・普及啓発に努めるとともに、食と栄養に関する最新情報の提供や学習会等を開催し、そこで習得した内容を「伝達講習会」として地域に浸透させる取り組みを行っております。

活動環境としては、現在237名の食生活改善推進員が各地域に組織されている支部において積極的に活動を展開しておりますが、それを地区担当の栄養士がサポート役として「栄養講話」や「調理学習会」、「調理実習」を通して市民にわかりやすく伝える方法を指導するほか、事業開催に伴う通知書の作成など一連の事務的支援も行っております。

また、食生活改善推進員がそれぞれの地域で自主的に開催する「調理実習」等の活動経費は、食生活改善推進協議会等が負担しておりますので、活動環境は整っていると考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、14番。

○14番（大野忠夫） 3番目の課題について再質問いたします。

詰めて言いますと、この機構改革については、それぞれ事象が生じた段階で結構議論もしてきておりますけれども、問題はその後の課題だと思うんです。その中で今回、増

進センターの分野について取り上げたわけでございますので、そちらの分野について質問したいと思います。

この食生活改善事業の関係でありますけれども、この目標として掲げているのが、「市民が健康で豊かな食生活を実現するため」というふうになっております。全くこのことが最も大切なことであって、私たちの生活の中で、なかなかこの一つの家庭、一つのグループでもなかなかそうはいかないと思います。その中で、この増進センターにおける推進協議会の委員の方々、支部の方々含めまして、日夜頑張っていることには感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、この中で今回の施政方針に、またこれちょっとそちらの方についてしまって申し訳ないんですが、この方針の最後であります、計画の推進にあたってというところで、今後この部局のマネジメント能力向上による事務処理体制の強化などについて、新たな第三次行政改革大綱の策定に取り組むということをお願いしておりますけれども、この今の言われました食生活の関係について、必ずしもこの2年間の間で計画どおりの内容で地域の協議会の皆さんが運営、あるいは活動できているのかということ、そうでもないというふうに私は思っております。そういうことを含めまして、この今の機構改革に向けて推進員のミーティングの場所だとか、あるいは栄養士の適正なバランス配置など、是非とも調査を研究していただきたいということについてご答弁をお願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 施政方針で述べました全体の機構改革、いわゆる行政改革、これはこれで大きい視点でやっていかなきゃなりません。ただ、行政のいわゆる職員だけで大仙市が動いているわけでありませんので、職員プラス様々な活動を担っていただいている団体の皆さんに支えられているわけでありますので、その辺は改革してもきちんと動いていただいている団体の皆さんと意志疎通、関係ができるようにしていかなきゃならないという、そういう前提の中で機構の改革、行政改革というものを捉えておりますので、例えばこの食生活改善推進員の仕組みがうまく回っているとすれば、よりよく回っていただけるような仕組みを考えていく、そういう方向で考えてみたいと思いますし、あるいはうまくいっていない仕組みがあるとすれば、それは機構変更、あるいは行政改革の際に手直しをしていくという、そういう考え方でいますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） これにて14番大野忠夫君の質問を終わります。

【14番 大野忠夫議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時15分に再開いたします。

午前11時05分 休 憩

.....
午前11時15分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、18番佐藤芳雄君。

（「はい、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、18番。

【18番 佐藤芳雄議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○18番（佐藤芳雄） おはようございます。だいせんの会の佐藤芳雄です。だいせんの会を代表いたしまして、質問させていただきます。

傍聴者が声が聞こえないそうでございますので、大きな声で、大仙市には「おおきなせなかに夢をのせ」という言葉がありますので、大きな声で質問したいと思います。

本当に最近、先週はマイナスの12℃と、そして今週は、昨日はプラス10℃以上という、毎日、寒暖の差が激しい毎日でございます。本当に北海道では猛吹雪で9人も犠牲になると、本当にご冥福をお祈りする次第でございます。

さて、東日本大震災から本当にもう2年となろうとしております。もうあのときは、本当に建設産業常任委員会の会議中でした。1回で止まると思ったあの揺れが、本当に長々続きまして、たまたま久米副市長さんがうちの方の委員会に招かれておりまして、そういう答弁のときでありまして、本当に思い出されるときでございます。

本当にこのたび、本当にまた大仙市におかれましては、私たち仲間の東日本復興チャリティー被災地の復興の願いを音楽に込めて「千の音色でつなぐ絆」コンサートに大仙市から本当にご協力いただきまして、市長はじめ教育長さんには本当にありがとうございました。おかげさまをもちましてコンサートは370名の来場者を迎え、盛会のうちに終えることができました。これもひとえに市当局からいただきました本当にご協力の賜物と感謝申し上げます。これからもよろしくお願いいたします。

また、本題に入りますけれども、1つ目といたしまして、舗装道路の管理保全についてお尋ねいたします。

舗装と申しますと、皆さんは建設部だと勘違いしている方もおりますけど、舗装は一般の全部、大仙市全体の舗装のことで質問いたします。

最近本当に市道の舗装は、かなり進められ、住民から喜ばれているところでございます。しかし、舗装工事後2、3年にしては、舗装道路に穴の開いているところも見受けられますが、これは工事の欠陥によるものであるかどうか、工事の欠陥によるものとするれば、施工業者に補修を命ずることはできないものか。

次に、施工業者に責任がないとしたならば、市が補修の責務にあたらなければなりません。穴が開いてもそのまま放置しているところもあるように見受けられます。こうした面に対しての管理保全体制はどのようになっているのか、また、国道・県道においても路面の破損や縁石の壊れたまま放置されている箇所が見受けられます。国道・県道は、もちろん市に管理責任はありませんが、住民の安全な交通を確保する見地から、国・県に対して早急に補修するように要求すべきであると考えますが、この面の通報体制はどのようになされているかについてお尋ねいたします。

また、南外地区林道水沢線の道路舗装計画はどうなっているかにつきまして、この南外林道水沢線は、昭和52年度開設以来、国庫補助を半分受けまして52年度・53年度と開設している道路であります。その間に舗装を一度もしたことはありません。その中で平成23年度に35年ぶりでようやく一部、きめ細かな交付金で上り坂340mを舗装していただきました。その次に、また下り坂に300m弱、250mぐらい下り坂がありますが、これを舗装してくださると本当に他地域の方に迷惑のかからない道路であります。なぜかストップしてしまった。前部長さんの打ち合わせによりますと、やはり現場を見てもらいましたら、やはりこことここをやればいいなという形をお願いしたところでありますが、この計画がストップしたようでございます。この林道利用区域内には、山菜採りはもちろんのこと森林150ha以上、そして奥には水沢々ダムの管理道路として、また、土地改良区の6町の田んぼがあります。この上り坂・下り坂は、雨が降るたびに砂利が流れ、田んぼの方に流れ、土地所有者から苦情が来ているところでもあります。どうか早急に下り坂でもいいですので、舗装していただくと、また30年ぐらいはもつんじゃないかと思っておりますけれども、よろしくお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤芳雄議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、舗装道路の管理保全につきましては、市が請負工事を発注する際に締結する工事請負契約書の契約事項に根拠がありますが、この第42条に次のように規定されております。発注者は、工事の目的物に瑕疵、つまり誤りや間違いがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、また修補にかえて、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができること記載されており、さらにこの期間につきましては第2項において、引渡しを受けた日から2年以内に行われなければならないと規定されております。

ご質問の施工業者への修補を請求する期間につきましては、その瑕疵の程度により異なりますが、設計時に想定された交通量、気象状況等の条件の範囲内において破損した場合は、通常2年間として運用しているところであります。また、一般的に瑕疵と判断されるものは、転圧不足や不良材料の混入による不等沈下、舗装時の温度不足や天候不良によるクラックの発生等が考えられますが、設計時に想定された以上の大型車の混入や異常低温等による破損の場合は、受注者の責任の範囲外となることから、瑕疵の有無についてはそれぞれの現場ごとに現場状況を十分調査の上、発注者・受注者合意の上でその判定を行っております。

なお、調査の結果、施工業者に責任がないと判断された場合は、市が補修を行うこととなりますが、この間も穴を放置することなく応急措置を講じるとともに、道路パトロールを強化し、破損箇所の発見・補修に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても施工不良の生じないように、大仙市請負工事監理監督事務処理要綱に基づき、適正な監督監理を行ってまいります。

また、国・県道における路面の破損等についてですが、市民の方から国・県道に関する苦情や情報が入った場合は、国交省の国道維持出張所、仙北地域振興局建設部に、その都度連絡をし補修をお願いしておりますが、現在県との間で締結している「道路ネットワークに係る協働内容に関する覚書」等を参考にしながら、さらに道路管理者同士の連携を密にし、破損箇所の補修に努めてまいりたいと考えております。

次に、南外地区の林道水沢々線の舗装計画につきましては、平成23年度に起点付近を延長340m、事業費798万8千円で舗装済みであります。

また、延長1, 810mのうち中間点付近が急勾配のため、路面伸縮が懸念される250mの区間の舗装につきましても、平成25年度に事業費870万円で計画しておりましたが、林道施策全体の中で検討した結果、26年度の事業実施に計画を変更させていただいております。

この件につきましては、何とか26年度実施に向けていきたいというふうに考えています。

林道は、森林の適正な管理や効率的な林業経営に欠かすことのできない施設であり、農山村地域の人々の生活道としても重要な役割を果たしておりますので、今後とも計画的な林道整備に努めてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） 舗装の問題ですが、私も10年ぐらいこの舗装関係の仕事を関東方面で行ってまいりました。この東北地区におかれましては、本当にびっくりしたのが、いくら雨が降っても雪が降っても舗装をしているというのが見られまして、本当にこれでよいのかということが思いましたけれども、関東方面では合材の温度が、30年前の話でございますけれども、110度以上なければ舗装ができないと、こういうのが決められておりました。この大仙市におかれましてもお話聞きますと、合材は130度以上とのお話を聞いております。その合材がやはり冷めると、舗装した後も、よくできる舗装ができないという状態になるはずでございます。その件につきまして舗装をしている箇所に職員がいないということが本当に見受けられます。やはり合材が来たときだけでも現場に職員が来て温度管理をするということになりますと、またこの舗装の穴が開いたりすることがないんじゃないかなと思っております。やはり料理を作るにしても、やはり冷めているといい料理ができないということもあります。合材も舗装もそうでございます。一部に温度が下がっておりますと、その部分がやはり穴が開くのが原因だと思っております。そういう関係で、道路改良とかそうじゃなくても、下水道の跡、そしてまたその後、それからいろんな農道・林道の跡もそういうような気配が見られます。そういうことに対して市の方の監督はどのような体制をとっているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 議員おっしゃるとおり道路舗装というのは温度が非常に重要な要素となっています。その関係上、冬期間の施工というのは、我々もできるだけやらないようにということで、いろいろスケジュールを組んでおるわけですが、どうしても冬場の除雪の関係である程度寒い時期にも舗装せざるを得ないというのが現状でございます。

また、舗装にあたっての監督員の配置でございますけれども、新設改良等非常に規模が大きい場合は、必ず職員が立ち会うようにさせておりますけれども、やはり局部的なものとなりますと、なかなか随時職員がまず配置できないというのも多々あったのではないかなというふうに感じているところでございます。

今後は、やはり夏場と違って冬場は非常に温度管理が重要な時期でございますので、できる限り職員を配置し、舗装が長持ちできるようなそういう体制をもう一度しっかり組み直したいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） なるべく現場職員がその合材持ってきているだけでも調査をお願いしたいと思います。今のこの時期が一番舗装が壊れているところが見えるのです。そして壊れる時期でございます。大雪のため除雪隊が本当に難儀しておりますけど、除雪隊の除雪機の重量が多いところではございます。

またそれで、私こういう質問したのは、やはり建設部のところでありましたが、やはり同じ、あるときですか、同じところで同じ場所で事故があったと。そして専決処分処理しておった経緯がございます。こういう専決処分も我々はわからない。こういう専決処分のないようにするのが、この舗装の補修が早くやればやるほど、こういう事故がなくなるんじゃないかということで質問したわけでございますので、よろしく願いいたしまして質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（鎌田 正） それでは、次に2番の項目について質問を許します。18番。

○18番（佐藤芳雄） それでは2番の質問です。プレミアム付き共通チケット発行事業についてでございます。

大曲商工会議所及び大仙市商工会が消費活動の奨励のため実施するプレミアム付き共

通チケットの発行に対して、プレミアム分及び事務費の一部を補助することにより、市内事業者の販売拡大を促し、市経済の発展と商業振興に資する目的で事業補助を25年度は予算化してありますが、次の点についてお伺いいたします。

平成21年度に先のリーマンショックによる景気低迷に対応するため、市内の景気浮揚と地域内消費拡大を図るため、同じ事業主体で大仙市商品券を発行し、総額も今回同様のプレミアム付き5億5,000万円の発行を行っていると思います。しかし、前回はプレミアム分並びに事務経費についても、ほぼ全額市補助金で賄ったと記憶しております。

地域経済は申し上げるべくもなく未だ疲弊状態であり、地域商工業者はその存亡に苦慮しておる状態であります。事業主体の大曲商工会議所及び大仙市商工会も営利団体ではなく、また、加盟店の負担もできるだけ軽減できる策を講じていることが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、現在は政権交代が行われ、アベノミクスで株価が高騰し円安で動いており、さらには公共工事による景気回復、デフレ解消の報道等が続いていますが、地方経済への波及は未だ感じられない状態です。市内の景気浮揚と地域内消費の拡大を図るため、26年度以降もこの事業を継続する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問のプレミアム付き共通チケット発行事業についてお答え申し上げます。

はじめに、商工団体や加盟店の負担軽減につきましては、本事業は地域の商工振興を担う市内商工団体からの要望を受け、地域内の消費喚起と小売業をはじめ工事業・各種サービス業など様々な業種の事業所の売り上げ拡大を目的に、商工団体が実施する総額5億5,000万円の共通チケット発行事業に対して、その一部を助成するものであります。

市といたしましては、共通チケット発行事業が効果的であると捉え、できる限りの実施主体の負担を軽減できるよう考慮し、本事業の新年度予算を編成したところであります。

なお、チケットを取り扱いする店舗等においては、加入料や換金手数料の負担も伴うことから、設定に関しては留意しながら協議会等で検討していただきたいと思います。

また、販売チケットの安全確保やチケット販売の業務のための人的支援についても検討しており、補助金以外の部分でも負担軽減に協力できるものと考えております。

次に、来年度以降における本事業の継続につきましては、平成21年度の大仙市商品券事業において、総額5億4,500万円の換金実績があり、大型店以外の各地域の小売店や生活関連サービス事業所などにおいては52%、大型店では48%の換金があったことを見ましても、市内の景気対策として、あるいは地域内消費の拡大について一定の効果がある事業であると認識しております。

平成25年度の事業実施結果を検証しながら、商工団体の意向や市の財政状況を勘案した上で次年度以降の問題については判断したいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） 3番の住宅リフォーム支援事業継続についてでございます。

大仙市総合計画、「私たちの大仙市 人が生き人が集う夢のある田園交流都市」住生活基本計画の策定につきましては、夢を持って暮らせる田園交流都市の住まいづくりと市民の皆様の居住環境の向上と市内住宅産業の活性化及び雇用を創出するためにも来年度以降もこの事業を継続する予定はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の住宅リフォーム支援事業継続についてお答え申し上げます。

住宅リフォーム支援事業は、経済危機対策として平成21年度末から実施している事業であります。市民からの需要と関心は非常に強く、平成22年度以降は毎年450件を超える補助申請があり、工事費等におきましても毎年11億円を超える経済効果を算出しております。

このようなことから、市といたしましては、省エネ、バリアフリー化等の居住環境の向上及び市内住宅関連事業の活性化対策、また、秋田県で行うリフォーム補助事業と併用することにより、さらに事業の推進が図られることから重要な事業として位置付け、25年度も継続して実施してまいりたいと考えております。

住宅リフォーム支援事業については、地元業者と地域住民とのつながりを高め、お互

いの信頼関係が高められ、地域活性化にも結びついていくものと考えられることから、26年度以降についても申請状況を見ながらであります。継続していかなければならない事業と考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） 市長は市政の舵取りを「弱い立場にある人たちに、いかに政治の光を当てるか」を政治信条としております。市民生活の向上や市発展に向けて頑張っておっしゃっておりますので、プレミアムと住宅リフォーム支援も、やはり大仙市合併して良かったと思うには、このプレミアムと住宅リフォームの話が聞かれます。それにはいろいろ合併して良かったには、デメリット・メリットもあると思いますが、一番先に言われるのがプレミアム、そして住宅リフォームの支援であります。本当に住宅リフォームにおきましては、市長もおっしゃっておりましたとおり10億以上の経済効果があったように聞かれております。これからもどうか継続してくださるようお願いいたします。質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 要望でいいですね。

○18番（佐藤芳雄） はい。

○議長（鎌田 正） それでは、次に4番の項目について質問を許します。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） それでは、4番の質問については、森林の整備について、森林の整備計画について質問いたします。

森林は緑のダムとも言われ、特に天然林は人工林に比べ保水力に優れていると言われます。しかし、森林はその扱い方によっては多くの住民の生活を破壊しかねない自然災害をもたらす性格を持っていることも事実であり、人間の管理を必要としています。

このため、平成13年には森林林業基本法が施行され、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備計画を策定し、水土保全林森林と人との共生に資源の循環利用林に区分した森づくりを目指すことになっております。将来の望ましい森林へ誘導するため、どのような施策をお考えなのかお伺いいたします。

また、地方分権により森林関係の施策の権限が都道府県から市町村に移譲されております。ますます森林関係の市の行政は重要になっており、林業系の体制整備が必要と考

えませんが、そのような考えはないのかお伺いいたします。

調査によりますと、大仙市全体で60%弱の森林でございます。また、南外地域におかれましては、全体の面積の70%が森林でございます。そういう関係からしても、林業系の体制は大丈夫なのかとお伺いした次第でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の森林の整備についてお答え申し上げます。

はじめに、森林の整備計画につきましては、本市では平成24年4月1日に「大仙市森林整備計画」の変更計画を策定しております。森林は水源の涵養のほか二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たしており、将来の森林づくり、地球温暖化の防止に向け、地域にとってかけがえのない森林を健全に育てていく必要があると考えております。

森林・林業を取り巻く環境が依然厳しさを増している中において、林業の振興と秋田スギの供給基地づくりを目指すための施策として、間伐をはじめとする保育の推進、広葉樹林の育成、林道網の整備拡充など、林業生産基盤の整備を図るとともに地域林業の活性化、地域産材——この場合は秋田スギであります——需要の拡大などを総合的に推進していく必要があります。

特に森林の整備にあたっては、適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持・増進を図っていくとともに、林業生産コストの低減、森林組合等による施業の集約化や長期受委託契約に基づいた計画的施業の促進などを図るとともに、担い手育成のための講習会等を通じて林業の技術指導等に努めてまいります。

また、本市は「大仙市木材利用促進基本方針」や「大仙市木材利用行動計画」に基づいて、公共建築物の木造化や木質化を積極的に推進しておりますが、このことが林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、社会福祉法人大曲保育会が事業主体となって現在建築中の「大曲南保育園」のほか、今後の計画においては市が事業主体となる仙北地域の「ひまわり児童クラブ」、それに社会福祉法人大仙ふくし会が事業主体となる協和地域の特別養護老人ホーム「峰山荘」の改築等も木造で建築を予定しております。

今後とも森林事業を実施するにあたりましては、森林所有者の要望を踏まえて森林組合等の連携を図りながら、様々な補助事業を活用し森林の有する多面的機能が十分発揮

されるよう計画的に進めてまいります。

次に、林政担当の体制整備の必要性につきましては、林業担当として現在の体制は、本庁農林振興課に2名、そのほか各支所の農林建設課に1名ずつ計9名となっており、担当者の中には林業以外の担当も兼ねているのが現状であります。

林産業は本市にとって重要な農林水産施策の一つとして位置付けられておりますので、本庁と支所との連携を図りながら、事業の実施要望や森林所有者からの問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、森林所有者等からの信頼を構築できる体制の整備に努めてまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） いろいろと森林計画については整備されているようでございますが、私は実は南外地域では、ほかの西仙、協和の方では財産区というのがありまして、市の方でいろいろとやっているようでございますが、南外地域には昔から財産地区はございません。そういうわけで、7割の山林はございますけれども、営林署の山もありますけれども、ただ、南外地域で今、20人以上の共有を持っている山が23カ所ございます。その中で、やはり一つでは124人、または180人という所有者がございます。そういう関係上というのは、40人とか20人、30人の中では同じ地域内、部落のお金で税金を納めているようでございます。ただ、130人、110人、100人以上になりますと、やはり税金を納められないというか、所有者がどこへいったかわからない状況が続いているわけでございます。そういう関係で、この森林について質問したわけでございますが、そういう中で、やはり百何十人の中には税金を納めてくださいと連絡しますと、自分のうちの山がどこにあるのかとわからない方も十分あります。これは時代の流れじゃないかなと思っておりますけれども、そういう中でうちの方では130人ぐらいの所有者でございますが、やはり相続が何代にもかかっておりまして、やはり今の若い人は登記も取っていない、そして、どこに山があるかわからない、この登記取らない原因は、やはり市の方からこの所有者の方に税金のお金がいけないわけでございます。代表者に税金の請求がいくわけでございまして、本当に今の若い人たちは、やはり昔はこの山で燃料に使った山でございます。有り難みを見て税金を納めてくれればよい

のでありますが、本当に連絡不足で足りないですけども、これから市の方もこういうことがあるということをお聞きしながら、私たちに助言をしていただければよいなと思ってございます。特にうちの方の南外地域におかれましては、市長さん、皆さんわかっているとおり、東日本大震災の復興の瓦れきの最後がうちの方の山でございます。私たちは皆さんには、いや、瓦れきじゃない、仁丹だよとお話しております。仁丹と申しましても、仁丹みたいな粒が南外に来て置いていただけでありまして、そんなに被害というかそういうものはいつも調査してやっているんだよとお話しておりますけれども、そういうのが来て、ほかの山のことは何もやってくれねのかというのが常日頃聞こえる状況でございますので、この印象は大曲市時代にやはり南外地域に何でもいいゴミをいっぱい運んだ記憶がまだ残っている状況なわけでありまして、そういうことのないようにこの我々の共有地の山林につきましても、どうか市の方でご助言をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 18番、これ答弁必要ですか。

○18番（佐藤芳雄） お願いします。

○議長（鎌田 正） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 国の制度がありまして、そういうものを使いながら今この山の所有関係のところ、実際、山の境界もわからない状況など十分掌握しながら、国の制度を使いながらずっと継続してそういう問題の解決に向けた努力はしているのですが、やはり相続の関係とかになってきますと、これはまた大変な作業になるというふうに認識を、ただそうも言っておられませんので、国の制度を活用してその山の共有の関係であるとか、どういう状況になっているのか、できるだけことはこれからもしていかなければならないというふうに思っていますので、ひとつ様々なご指導をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、18番。

○18番（佐藤芳雄） 国の制度もあるようでございますので、何とか安くよく早くできるようにお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） これにて18番佐藤芳雄君の質問を終わります。

【18番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、7番茂木隆君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7番。

【7番 茂木隆議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（茂木 隆） 7番、新政会の茂木隆です。

前置きを省略して、早速質問に入らせていただきます。

最初の質問は、雪対策についてです。

この冬は昨年12月8日にまとまった降雪があり、今年に入り1月8日には雪害警戒対策部が立ち上げられ、その後も連日の低温と降雪が続き、2月20日・21日の大雪で大曲地域で190cmの積雪が観測され、ほぼ市内全域で設置基準の150cmを超えたため、22日には豪雪対策本部に切り替えられ、翌23日・24日の土曜・日曜にも職員が待機し、市民の要望や苦情に対応し、26日には大曲地域で遂に昨年より92cm多い2mに達しました。

このように3年続いた大雪に、除雪対策費も二度の補正対応を迫られ、合併後最大の14億5,840万円に達し、学校施設の除雪費を含めると14億7,000万円になります。冬期間における市民生活の交通安全確保と地域経済活動の円滑な推進を図る上で当然必要な予算ですが、市全体の予算に占める割合も大きく、他の事業への影響も当然出てくると思われます。

大仙市も誕生して8年となり、合併後10年間は国からの交付金など財政面で優遇されてきましたが、この期間も残り2年となり、今後は財政規模の縮小が余儀なくされます。そこでいま一度除雪対策費の細部を検証し、その課題を洗い、少しでも経費の節減・圧縮が可能かを検討すべきだと思います。

その一つは、出勤基準が設けられておりますが、その基本方針は原則として午前2時

に出動し、通勤・通学前の午前7時30分には完了することになっております。雪の量や雪質を考慮しなければいけません、その範囲内でどの程度完了しているものでしょうか。また、大きく作業時間を要しているケースはないものでしょうか。

除雪担当職員も作業員への指示・監督、市民からの要望・苦情への対応など、昼夜を分かたず、まさに激務と思われませんが、日報の精査と現状の把握など、管理の面で見直すべき点はないものでしょうか。

また、除雪自動通報センサーの感知によりメールが配信され出動するわけでありませうけれども、このシステムの設置箇所数は市内で15台ですが、果たして適正でしょうか。例えば、西仙北地域には1台しか設置されておられませんが、面積も広く、土川地区と強首地区、刈和野地区、大沢郷地区、日によっては降雪量に大きく違いのある日もあると思うのです。出動基準の10cmに満たなくても一斉出動することも考えられます。このシステムを増やすことにより経費の削減につながると思うのですが、いかがでしょうか。

また、年々除雪する道路の延長が増えてきておりますが、一方の道路を利用すれば一方の道路は市民にお願いすれば、除雪しなくてもいい道路があるのかも検討して欲しいものです。

また、次に述べさせていただく消融雪施設整備拡充と除雪機械の更新を含め、除雪計画の見直しが必要と思いますが、市長の見解を伺います。

次に、中・長期的なランニングコスト及び高齢化社会を考えると、市街地や住宅地、また、狭い道路など消融雪施設の整備促進が非常に有効と思われませんが、高年齢化と街並み空洞化による流雪組合員数の減少などにより1世帯当たりの負担増となっており、現在の消雪施設等補助金は、流雪溝で上限が50万円、消雪パイプ100万円、揚水施設が32万円となっておりますが、この上限を増額し全体の予算額を増やし、市民へ施設整備促進の周知に努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、市が所有している除雪機械109台のうち、20台ほどが25年以上経過しており、とくに耐用年数を過ぎておる機械が多く、維持修繕費も相当嵩んでおると思います。また、故障・修理による除雪時間のロスが作業へ大きく影響しているケースもかなりになると思いますので、国・県への働きかけとともに更新計画の見直し促進を図るべきではないでしょうか。

以上、雪対策についての質問を終えます。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 茂木隆議員の質問にお答え申し上げます。

質問の雪対策についてであります。これまでの大雪の経験を踏まえ、年明けの時点で今冬も豪雪になるものと予測し、まだ基準値に達してはおりませんでした。豪雪に対して早く対応するため、1月8日に「雪害警戒対策部」を設置しました。その後も降雪が続いたことから、万全な除排雪体制を図るため、正副市長が除雪関係団体に対し、より一層の協力をお願いして回ったところでもあります。

また、2月20日から降り続いた大雪により、大曲地域では最高積雪深が2mを超えたため、2月22日に「豪雪対策本部」に格上げし、土日の対応を含めまして市道等の除雪体制をさらに強化し対応にあたっております。

市の機械除雪の体制につきましては、平成19年度から全面委託により、除雪延長1,785kmを58業者、2企業体、7組合にて実施しております。

市では冬期間の安心・安全な交通を確保するため、毎年除雪計画を策定し除雪作業に臨んでおりますが、年々除雪に対する要望も多種多様化してきております。

また今後、国・県から移管される路線も予定されるなど、道路事情の変化も想定されております。

このような背景を踏まえ、また、今冬の除雪体制を検証し、将来にわたって持続可能な除雪体制の構築に向け、機械除雪を中心にしました「大仙市除雪計画」の見直し作業も進める予定であります。この中で除雪にかかわる人員の確保及び機械の確保などに対する方針や除雪センサーの配置を含め、創意工夫による効率的な作業経費の削減などについて、官民一体となり検討してまいりたいと考えております。

次に、消融雪施設等につきましては、現在、市全体で消融雪257カ所、流雪溝施設82カ所となっております。施設整備などにあたっては、「大仙市消雪施設設備補助金交付要綱」により、新規及び更新時に補助金交付要綱に該当する場合は補助金を交付しております。平成24年度は新規分として3件の申し込みがあり、老朽化した揚水施設等の更新が10件、合わせて13件に対し補助金を交付しております。

本要綱は、住宅が密集し、雪寄せ場や捨て場所が少ない場所、あるいは幅員が狭く除雪車が入れない路線において有効な制度であり、今後も継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、新規に消雪施設を設置する場合、受益者負担を軽減するため、新規組合の支援策として補助金の限度額の増額を検討し、来シーズンに向けた「大仙市除雪計画」の中で反映させてまいりたいと考えております。

また、移転改築となる仙北組合総合病院のアクセス道路となる「市道駅前通り線」は、不特定多数の利用者が考えられることから、このような性格の路線には直営での整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、除雪機械の更新についてであります。市が保有している除雪機械は109台で、平成24年度からは更新台数を毎年2台から3台とし、仙北地域にロータリー除雪車、南外地域に小型ロータリー車を更新するとともに、秋田県からの払い下げとして除雪トラックを大曲地域と中仙地域に配置したところであります。

また、このたび成立した国の補助予算に関連し、平成25年度分の前倒しとして除雪ドーザー2台、除雪トラック1台の除雪機械購入に係る交付金を要求しておりますが、内示の状況を見て、今後、平成24年度の補正予算をお願いすることとしております。

今後も除雪機械の老朽化に伴う機械の更新は、機械の経過年数及び累計修繕費等を勘案しながら更新計画に則り進めてまいりたいと考えております。

なお、市ではただいま申し上げました道路・歩道の除排雪をはじめ、高齢者世帯等を対象とした福祉的な除雪サービス、共助による雪処理をサポートする小型除雪機械の貸し出しや「大仙雪まる隊」の活動支援、昨年から取り組んでいる空き家対策、市職員による緊急の除排雪活動などの雪対策をフル稼働させ、冬期間の市民生活の維持に努めておりますが、少子高齢化の進行等による将来における雪処理の担い手不足など、従来からの雪対策の延長では立ち行かなくなるものという危機感を感じております。このため、将来を見据え、市民が雪とともに暮らしていくための総合的な計画を新たに策定したいと考えており、来年度はその課題の検証や中・長期的な視点に立った持続可能な雪対策などを部局横断的な体制で推進検討してまいりたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7番。

○7番（茂木 隆） 除雪経費の削減・圧縮が私の質問の大きな趣旨でありますけれども、今、7組合、あるいは業者に委託しているのと各支所でやっている7組合がありますけ

れども、作業員から——これは業者も同じですけれども、作業員、あるいはその組合の作業員から日報が提出され、そしてその支所の除雪担当の職員がそれを精査して、もちろん賃金の支払いにあたっていると思いますけれども、この件に関しては市長は触れておりませんが、やはり作業に携わる人も業者の方もかなりやはり慣れてきているといいますか、そういう中でお互いのそういうあうんの呼吸でもって、まずこのぐらいはまずその働く時間の延長に関しても、このぐらいは仕方ないだろうな、ないだろうかなということ、例えば大きく時間を要しているそういうケースなどはないものでしょうかというのが私の——作業している方には大変本当にご難儀をかけておりますけれども、そういうところに何ら問題はないのかというのがもう一つ質問したいと思います。

○議長（鎌田 正） これは市長より担当部の方がわかると思いますので、田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） それでは、ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

除雪機械には自動的に記録される、距離と時間が記録されるようになっておりまして、それをもって我々も確認しているところでございます。

基本的には議員おっしゃるとおり2時から7時半までということで除雪計画の中に入らって、業者さんをお願いしているところでございます。初期段階では、確かにその時間内に除雪、それなりに収めておるようでございますけれども、今冬のように、このように大雪になってきますと、横の壁が非常に高くなるということで、各機械とも時間がかかってしまうというのが大分多くなってきているのが現状でございます。我々もその当初の計画段階では、あまり一つの機械に重みをかけないようにということで、ある程度平準化図れるような機械配置というのを考えているところでございますけれども、このような状況も踏まえまして、やはりもう一度記録されているデータを25年度分析させていただきたいと考えております。やはり初期段階と、このような大雪の段階での時間というのは大分違ってきますので、その辺も踏まえた機械の配置計画をさせていただきたいと考えております。当然市民の方々は2時から7時半という約束事で我々も除雪させていただいているところでございますので、時間内に来なかったとか、時間が過ぎても動いているというような苦情、我々も何件かいただいておりますし、現実に記録を見ますとそのような事例も確認されております。したがって、25年度からは極力そういう箇所が出ないように、万が一ある程度大雪になってもそれなりの対応ができるようにということで見直しをしたいという考えでおりますので、これまでのいろんな不都合な点があったかと思いますが、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7番。

○7番（茂木 隆） 最初の質問で、除雪のそのセンサーの設置数が妥当かということで質問しましたけれども、これについても検討するというようなことでありましたが、やはりこれについても無駄な——無駄なというか、やっぱり一斉出動ということで、雪が降っていなくても無駄なその走行とかも、やはり私はあると思いますし、是非これはもう少し細やかなその配置をしていただきたいというふうに思います。

また、機械の更新についてでありますけれども、これも非常に高額でありますので、財政的な面から見ますと非常に大変だとは思いますが、実際もう35年になっている機械も一、二台ございます。そしてまず作業員に言わせれば、その機械に乗りたくない。いつ故障するかと、いつもそういう心配しながらやっぱり作業している方も実際おるわけでありまして。そういう中で、いざ修理となればその機械が休まなければならない。ほかのその機械を今度、そういうような非常にこういうふうな豪雪のときには、非常にそういう面で作業にも影響しているのが現実だというふうに私は見ております。

それで、その更新計画でありますけれども、今の年に2台から3台というふうなお話でありましたけれども、果たしてそのスピードでこれからその機械の稼働といいますか、それが果たして将来的に可能なのかどうか、もう少しやはり、その県の払い下げの機械もあるようでありますけれども、それにしてももう10年以上経過した機械が多いということで、むしろ修繕費の方がかかるというふうな現場の声もあるわけでありまして。そういうことからして、やはり国にも働きかけながら、やはりこの豪雪地帯でありますので、やはりそこはもう少し機械の更新のスピードを上げていってほしいということでありまして、この点に関して建設部長さんからご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） ご指名でございますので、よろしくご答弁をお願いします。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） センサーの配置につきましては、実は合併当時、もっと数が多い状況でした。ただ、それで実施している段階で地区ごとにもあまりにも出動の状況が違うというような話もされまして、現在の15カ所ということで今やらせていただいているところがございます。ただやっぱり雪あるところと、その地域によってかなり差があるということで、その辺また元の状態に戻るような形になるかもしれませんけれども、改

めてもう一度市民の皆様の意見を聞きながら、やはり最善の形はどのような形がいいのかというのをもう一度検討させていただいて、センサーの配置については今の除雪計画の見直しの中で改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

また、除雪機械の更新でございますけれども、当初1台ということでこれまでやってまいりましたけれども、1台ではどうしても将来的にかなり不安であるということで、今、2台から3台ということの体制で進めさせていただいております。それにも追いつかないくらいやはり年数の入った機械あるわけでございますので、これにつきましても改めてもう一度、除雪機械の更新計画そのものは持っていますけれども、見直しの除雪計画の中でももう一度検討させていただきたいというふうに考えております。もちろん市所有の機械だけでなく業者委託の場合は業者さんお持ちの機械もありますので、業者さんの機械の状況等も踏まえながら確認させていただいて、全体的な除雪機械のあり方というのを検討させていただければなというふうに考えているところでございます。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。はい、7番。

○7番（茂木 隆） 続いて、2つ目の質問として観光振興についてお伺いいたします。

大仙市は少子化等の影響で年々人口の減少が続いております。そのことにより地域の活力が低下し、地元経済にも深刻な影響が生じております。そこで、観光を推進することによる交流人口の拡大が、より重要な課題の一つであると認識しておるわけでありませす。

私ども議会の観光推進議員連盟で今年の1月15日に県の観光文化スポーツ部長の前田和久氏を招いてご講演をいただく機会がありました。JTBという民間出身の方で観光には行政区分は何ら意味をなさないということで、広域的な連携でストーリー性を持たせ、一つのエリアとしてワンセットで考えなければならないというお話を伺いました。また、観光資源の開発は総合戦略産業として観光を捉え、食と農、文化、スポーツなどと連携し、利用者から見た交通体系、つまり二次交通の整備、あるいはメディア戦略の重要性と、おもてなしの文化を醸成していかなければいけないなどとお話をいただきました。

まず、大曲の駅に降りてもらふことを考えるべきだとも言われました。大仙市には大曲の花火という、一夜で70万人以上も集客する日本一、いや、世界一とも言える観光財産を持ちながらも、それを年間を通した滞在型のプラン、メニューの開発に活かさないものでしょうか。

本市でも各地域の観光協会を一本化し、「大仙市観光物産協会」として情報を共有化し、大仙市一体となった取り組みを4月からスタートさせようとしておりますが、市として今後、観光をどのように捉え対応していくのか、観光の将来ビジョンを伺います。

続いて、本年の10月から3カ月にわたって秋田デスティネーションキャンペーンが行われますが、昨年のプレデスティネーションキャンペーンでは、旅行商品販売が32%増となるなど、地域経済にも波及効果が見られたことから、我が大仙市でも自然や景観、文化、歴史、食などの観光資源を全国に発信する絶好の機会であります。市としての取り組みを伺います。

また、来年の10月4日から11月3日までの1カ月間、第29回国民文化祭が本県で開催されます。国内最大の文化の祭典と言われ、本県の人口100万人ぐらいの観客数が県内外から訪れると予想されておりますが、まだ市民の認知度、機運が低いと言わざるを得ません。今後の周知と、そして市内にあります各芸術文化団体などが、いかにこの文化祭に参加し、あるいはかかわり、全国の方々と交流できるようにするか大事だと存じますが、現段階での市の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の観光振興についてお答え申し上げます。

はじめに、観光の将来ビジョンにつきましては、平成22年3月に策定いたしました「大仙市観光振興計画」に示すとおり、観光に必要とされる「遊び・学び・癒し」、そして「食」を念頭に、「誇りの花火」と「豊かな自然」の2つの優位な特性を背景に、「花火と自然が調和した 癒しのまち だいせん」を基本理念として各種施策を計画的に推進することとしております。

観光の目的や形態が多様化する中、地域に伝わる文化、伝統や歴史等を活かした観光により、市民にとっては自分たちのまちの再認識と地域に対する愛着や誇りの醸成につながり、その結果、観光客との交流、ふれあいの機会の増加につながることから、まちの賑わいや活気に満ちた地域社会が生み出されるものと考えております。

また、推進体制につきましては、官民一体となった取り組みが重要となることから、先月、市内各地域の観光協会等が4月の設立に向けた統合の調印を行った「大仙市観光物産協会」を観光の主体的な役割を担う団体として位置付け、11月に東京の有楽町で開催する大仙市の魅力を発信するPRイベントなどへ積極的に参加していただき、情報

発信をしてもらうこととしております。

また、観光事業者や観光ボランティアガイド、農業者、食のグループ、コミュニティ組織、観光物産協会や行政組織などが、しっかり連携しながらそれぞれの機能を十分に発揮し、協働による地域に根差した観光振興の推進に努めてまいります。

次に、秋田デスティネーションキャンペーンなどのイベントに対する取り組みにつきましては、秋田デスティネーションキャンペーンについてはJ Rグループと地方自治体や観光事業団体などが連携し、全国から秋田県へ誘客を図る目的で本年10月から12月までの3カ月間開催されるものであります。

秋田県観光キャンペーン推進協議会では、昨年のプレDCに引き続き、メディア等で大がかりな宣伝広告を展開するほか、市としても広報や市内観光施設に備え付けるフリーペーパー等で周知に努め、イベントを盛り上げてまいりたいと考えております。

また、本市においては、官民一体で積極的に推進するため、J R大曲駅、市や大仙市観光物産協会などの観光関係団体、秋田県等で構成する「大仙市DC推進委員会」を本年4月に立ち上げ、受入態勢の整備をはじめ情報発信やお土産品の開発、イベントの企画、運営等を実施したいと考えております。

また、市民参加型のオープニングイベントを開催し、地域製品のPRと販売促進に努めるなど、オール大仙で秋田DCを盛り上げていきたいと考えております。

国民文化祭の周知につきましては、25年度では市内の文化団体が行う各種行事を「国民文化祭応援事業」と位置付け、チラシやポスターに表示し、積極的に市民の目に触れるようにしながら認知度を高め、機運の醸成に努めてまいります。

当市主催の事業につきましては、主催要綱やチラシを作成し、県を通じて全国に配布するほか、県内市町村にも配布することとしております。

また、近隣の市町村で開催される事業を関連付けることで多くの方々からおいでいただけるように、連携を図りながらモデルコースや見どころスポットなどのマップを作成し、当市事業への集客を図ることで地域の観光や賑わいづくりに努めてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7番。

○7番（茂木 隆） ただいま答弁いただきましたけれども、まずその前に、大仙市では市政運営の満足度を市民に尋ねる調査を行い、その結果におきまして、24の政策分野のうち20分野においては満足度が昨年より、前年に比べ上昇しておるわけでありまして、その中で観光振興については市政評価では低い評価であります。これは雇用の創出に次いで低い評価でありますけれども、観光は先程お話ししましたけれども、前田部長のお話ではありませんけれども、やはり行政区域は観光には全く意味をなさないということで、やはり広域的な連携で観光施策にやっぱり努めるべきではないのかなということで、例えば仙北市、あるいは美郷町、横手市、湯沢市、県南一帯でもいいです。そこでやはり観光に対しての一つの市としての観光物産協会もありますけれども、やっぱり市として政策を推進するために、例えば県南4市、あるいは何町かの町村とのやっぱりその観光の推進のための連絡協議会というものをやはり、今あるかどうかわかりませんが、あるとしてもおそらく年に1回か2回のお話で終わるようなものだと思いますけれども、やはりこれをある程度定期的に開催しながら観光コースのプラン、そしてやっぱり二次交通についても、やはりこの連携しながらやっぱり進めていかなければならないというふうに思います。

また、私、前にも観光推進のことで一般質問したことがありますけれども、市長には一蹴されましたけれども、例えば大曲の花火を、その感動を観光客にやはりその味わってもらいたいということで、常設のやっぱりミュージアムというものも考える必要があるのではないかなと。これはかなりのお金もかかりますし、あれなんですけれども、しかし、ある程度のそういうリスクをやはり怖がらないで、本当に観光でこの大仙市をやっぱり今こういう少子化の中で地域に活力がないということで、この観光資源をいかに大仙市の経済の活性化に結びつけていくかということは、大変私は重要だと思います。前田部長さんのお話では、滞在型、1時間滞在することによって1人千円のお金を消費するというようなお話でありますので、その辺もう一つ市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 大変難しい問題で、いつもこの辺で茂木議員と意見のずれがあるわけですが、これは考え方なんでしょうけれども、観光というものは非常にやっぱり人の交流から含めて、あるいはその地域の様々なものを活かして連携していく、非常に重要だと思います。そういう意味で、その地域の連携がこれが前提になっていかなければ

れば、この一つだけが観光になるというものではなくて、一定の面みたいなのがないとお客さんも訪れないというふうに思います。

こういう関係については、昔から従来からここにありますと振興局の方でいろいろやってきましたけれども、連携はとれるようになってきていると私は思います。それぞれのいろんなマップみたいなものを共同で作ったり、いろんな形の連携やっていますけれども、一定のものはできておりますけれども、なかなかそれ以上のことにはならないというのも現実であります。むしろ観光資源というものが昔からあるところ、こういうところがそういうことをやっていきますと、大体ひとり勝ちしてしまうというような状況でありますので、我々はほかのところと比べれば残念ながらその観光資源というものは少ない地域だと私は思います。その中でも素晴らしいもの、いいものがありますから、これを大事にしながらかの地域と連携しながら、外からいらっしゃる人はここだけ見るわけではなくて、やっぱり2、3日というような全体の中で回られるわけですので、ほかの地域とも連携しながらそういうものを活かしていくという、そういうことが我々のできる観光ではないかなというふうに思っています。

あと、産業的な位置付けとしますと、確かに観光産業って重要ですけども、果たしてそれが大仙市の全体をリードする産業になれるかっていうことは、私はかなり——かなりじゃなくてリスクが大きすぎるのではないかなというふうな考えで私は観光という問題を捉えております。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7番。

○7番（茂木 隆） 市長のお考えはわかりましたけれども、やはり引き続き、やっぱり大曲の花火を活かした観光開発といいますか、滞在型のやはりプランを、私もミュージアムだけにこだわるわけではありませんけれども、是非実現して欲しいなというふうに思います。

また、国民文化祭については、大仙市もかなりのそういう芸術文化団体がありますし、活動しておられます。その方々の自分たちのやはりその、またその団体の中のその技量を上げるといいますか、そういうこともこの国民文化祭によってやっぱり刺激を受けて向上するというふうに思いますが、この国民文化祭に大仙市としてはどの程度の出演団体といいますか、当然そういうものも想定しなければいけませんし、また、県外からお

いでなさる方々を受け入れる、やはりそういう施設整備、これは宿泊施設も当然入りますけれども、確かに大仙市ではその宿泊施設も非常に足りないわけです。そういう場合に、本当の大仙市の良さを知っていただくためには、必ずしもそういう既設の立派なホテルだけでなく、例えばホームステイのような、例えば農業体験なども各地で行われておりますけれども、そういうある程度のお客さんを受け入れる若干のノウハウを得た農家の方も多と思いますし、そういう方々も活用しながら、やはり全国から来た人をおもてなししていくというような、そういう考え方、そして、もしそうであるとすれば、その方々に対してのある程度の宿泊の補助といいますか、そういうこともやはり考える必要があるのではないかなというふうに私は思うわけでありまして、この点に関してもしご答弁があれば伺いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 栗林市長。

○市長（栗林次美） ご提案のそうした面についても、まず既存の宿泊施設は最大限利用していただくよう、もちろんその事業者の皆さんもそれを望んでいるわけでありまして利用していただきます。

あと、様々な形でグリーンツーリズムであるとかそういう関係で民泊等受け入れられた——これは施設というよりもそれぞれのご家庭という、あるいはその様々な形でホームステイみたいなものを作ってこられた皆さんに対しても、やはり外からたくさんの方がいらっしゃるという前提でものを考えていますので、既存の宿泊施設をフル回転しても足りないわけでありまして、そういう特に農家的な部分の民泊的な部分については、この国文祭の宿泊できるような仕組みというものを当然考えていかなきゃならないだろうということで計画の中で検討には入れているつもりですので、この辺も具体化していかなきゃならないのではないかなと思っております。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。はい、7番。

○7番（茂木 隆） すいません、時間がなくなってきました。

3点目は、今後の組織機構の再編についてであります。

平成17年3月の合併以来、これまで18年4月の組織の見直しと、その後各年度において小規模な見直しがなされ、23年4月に今の組織体制になり、現在に至っていると思いますが、当時の定員適正化計画では5年後の平成27年4月現在での職員総数は、定年退職者数の増などにより225名の減、率にして17.7%の減、1,047名ということで、普通会計分では782名となっておりますが、ほぼこの計画のとおり進ん

でおるでしょうか。おるとすれば、現行の組織機構を2年後に維持することはかなり難しいと思いますが、そのような中で本庁と支所のあり方を含め、組織機構の簡素化・効率化と、そして一方、質の高い行政サービスの提供というその双方が両立できる組織の再編をどのように実現していくお考えなのでしょうか、お伺いします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の今後の組織機構の再編についてお答え申し上げます。

はじめに、平成23年4月の機構改革の際お示しした定員計画につきましては、順調に推移しているところであり、平成27年4月には1,047名とする目標は達成できるものと考えております。

次に、現在市では適正規模の職員数を目指し、第二次定員適正化計画の策定を検討しているところでありますが、地方交付税の算定替えが行われる平成27年度以降、様々な面において財政規模の縮小を考えざるを得ない状況にあります。

施政方針でも触れましたが、これまでも財政改革、三セクや公共施設の見直し、福祉施設の法人化などにより歳出の抑制を図ってきておりますが、算定替えに備えさらに歳出を抑える方策が必要と考えられ、公共施設のあり方などを25年度からさらに検証していく必要があります。

とりわけ人件費を抑制するためには、さらなる定員の適正化や組織の見直しが必要であると考えておりますが、これまでの市民目線の組織や時代のニーズに対応する組織を継承し、住民サービスの低下を招かないような組織づくりを行うためには、単に職員の削減ばかりではなく効率的な組織づくりが必要と考えております。

現在、1本庁7支所体制をとっており、今後も現体制を維持していくことを基本としておりますが、一部の業務については2～3カ所に統括し、集約化することが有効な場合もあると考えております。このことについては、今後具体的に検討してまいりますので、組織再編につきましては、これまで同様、議会に考え方を示しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご指導とご協力をお願い申し上げます。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7番。

○7番（茂木 隆） 今の組織体制になってから2年になりますけれども、これまで各支所におかれましては、それぞれいろんな豪雨だとか豪雪だとかというような災害も発生しておりますので、そういうときにやはりその支所の重要性というのは非常に感じてきておりますし、市長の答弁によりますと、現体制を維持していくということですので、ひとつこれからも中央部だけでなく、やっぱり周辺部に目を配ったそういう組織体制の維持をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 答弁はいいですか。

○7番（茂木 隆） はい。

○議長（鎌田 正） それでは、次に4番の項目について質問を許します。はい、7番。

○7番（茂木 隆） 続いて、最後の質問に入らせていただきますが、これも前にも質問したことがありますけれども、河床の浚渫についてであります。

3年前の22年7月29日から30日にかけての西仙北・協和、さらに8月14日から15日にかけて、そして17日には市内全域でゲリラ豪雨ともいうべく大雨により、家屋や農地に多大な被害が発生し、翌年23年も6月24日に局部的な集中豪雨により雄物川などの記録的な増水などにより農地はもちろん、住家においても浸水などの大きな被害がもたらされました。その被害はまだ記憶に新しいと思います。

去年は、幸いにも水害はなかったわけですが、このような大雨により土砂が流れ、堆積し、極端に川幅が狭くなったり葦や木が生い茂った箇所など、共同作業などで対処しておりますけれども、人の手に負えない箇所が相当数あるわけであり、ひとたび大雨がくれば水害が発生し得る河川の実態を把握し、予算の増額など適切な対応をお願いするものであります。

以上で、よろしく願い申し上げまして私の質問を終えさせていただきます。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の河床の浚渫についてお答え申し上げます。

市の管理している河川は、準用河川が3河川で延長6,500m、普通河川が92河川で延長16万5,495mとなっております。

議員ご指摘のとおり、河床への土砂等の堆積が水害の発生要因となるため、市では毎年度、河川の土砂の浚渫、雑木等の除去及び中州の修整など、危険度の高い箇所から順

次計画的に浚渫工事を行っております。

また、県河川の浚渫及び護岸の整備についても、仙北地域振興局建設部との事業調整会議の中で要望するとともに、毎年河川改修及び環境整備等に関して要望書を提出しており、緊急性の高いところから順次実施していただいておりますが、今後もなお継続して要望してまいりたいと考えております。

なお、河川環境整備の一環として雑木の伐採や河川堤体の草刈りなどは、地域の協力のもと実施していただいておりますが、河床の浚渫等については人力等での対応だけでは難しいものと考えております。今後できるだけ多くの要望に応えられるよう、これまで以上に河川維持の予算確保に努め、限られた予算を有効に活用するため、優先順位をつけ計画的に整備推進してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） これにて7番茂木隆君の質問を終わります。

【7番 茂木隆議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後2時15分に再開いたします。

午後 1時58分 休 憩

.....
午後 2時15分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、12番石塚柏君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

【12番 石塚柏議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏） 4番目ですので、皆さんお疲れのことと思います。早速質問に入らせていただきたいと思います。

はじめに、いじめの防止対策について質問いたします。

このいじめのテーマは、厄介であります。しかしながら、事態はどんどん悪化の方向に進んでいるように思います。

3月1日に文部省からの発表によりますと、このいじめの救済の件数は最多になった

との報道がありました。全国の法務局に駆け込んだいじめの相談や改善を求める件数が、学校で発生したのは3, 988件で、統計を取ってから右肩上がりであります。また、助けて欲しいと救済を求めたのが20.6%の増加であったと報じられております。

一方、諸外国でもいじめが世界の大きな問題になっていると報じられております。

昨年のNHKの報道で韓国の高校の校長先生が携帯電話を握り締めながら、このいじめ対策に奔走している姿が放映されました。また、1996年には、当時の文部省と国立教育研究所の主催による、いじめ問題国際シンポジウムが開催され、ノルウェーをはじめとする5カ国で討議されました。参加者からは、国は違っても、いわゆるいじめの内容が驚くほど似通っているということでありました。

このように、いつでも、どこでも起こり得るいじめであります。そこで、議論に入る前に、過去に同僚議員に対していじめに対する報告がありました。その後、大仙市の状況に変化があればご報告をお願いいたします。

内容についてであります。

いじめの分類について少し検討したいと思います。これは専門家の力をお借りするわけですが、東京成徳大学教授の深谷和子さんの著書からの引用です。この深谷さんは、いじめを3つに分類しております。1つは、けんかや意地悪、2つ目は、いわゆるいじめ、3つ目は、いじめ・非行であります。この3つの具体的な区分の行為であります。一番最初のけんかやいじわるは、もちろんこのけんか、悪口に始まります。2つ目のいわゆるいじめは、菌ごっこ、いわゆるばい菌、無視、仲間外れ、嫌がらせ、落書き、物隠しなどあります。そして3番目に、いじめ非行はカツアゲ、暴力、使いつ走り、物を壊す、嫌がることの強制であります。これを一応いじめの3分類と申し上げておきましょう。

全国でいじめの問題に対する幾つかの教育委員会の対応の遅れが指摘されております。この対応の遅れとは、善意であるわけですが、教育的配慮で努力していく事案と、教育だけでは解決できない一つの事案として処理すべきことのその判断が、ずるずると時間を要して問題を大きくしているというふうに感じております。

そこでお尋ねいたします。特に問題となるいじめ非行に対して、大仙市教育委員会では、マニュアルの整備も含め速やかに対処する体制は整備されておるのでしょうか。また、いじめの区分は明確に区分できているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、現在、文部科学省や財やの教育研究者から、いじめ防止の実践プログラムとい

うものはたくさん提言されております。著書もたくさんあります。私はこの提言の中で、生徒は自主的に事前に学習するプログラムというのが一番重要だと思っております。何ととっても生徒が一番早期に発見しやすく、また、解決の当事者になることは一番の解決につながると思うからであります。私の体験からいっても、やはり生徒自身が解決していく、そういう力の持てる教室というものが一番大事ではないでしょうか。

大仙市での生徒が主体的に事前に学習するプログラムに対する取り組みは、どのような状況でしょうか。

一般的なその社会での問題解決手法でもありますけれども、目に見える形にしない限り予防につながっていかないという考え方があります。いわゆる「見える化」という取り組みであります。よろしくご答弁をお願いいたします。

次に、自由民主党でいじめ対策の基本法を策定したいという動きがあります。政府においても第三者委員会設置の検討など、立法化の検討の動きがあります。また、北海道の高橋はるみ知事が都道府県では初めていじめ防止条例の制定を今年度中にもするという方針を打ち出しました。これも北海道で平成19年から北海道こどもの未来づくり協議会を設置して要綱を策定したという経緯・経過があったから、こうした積極的な結論が出たのだと思います。

大仙市教育委員会内の議事録によりますと——これは教育委員会の方に私がお願いして議事録を見せていただけませんかとお願したところ、気持ちよく平成20年8月以降の議事録をいただきました。このいじめの問題に関して、平成20年から外部の方から見てることなので十分理解していないという面があるかもしれませんが、正式の議題としていじめの問題を取り上げられたことはないと議事録から推察して、そう思います。そういうことでありまして、今後、政府等で検討されたことを議会や市民と一緒に学童、父兄と、見える形で取り組む必要があるのではないのでしょうか。周りがこれだけ動いておりますので、あるのではないかというふうに思っております。そのことをお尋ねしたいと思います。

昨年、青少年健全育成の立場から会議がありました。このいじめの問題を取り上げたらと私の方から申し上げましたところ、テーマとして暗いということで取り上げられることはありませんでした。1996年に文部省で2万人のいじめに関するアンケートを生徒並びに学校関係者に実施いたしまして、その結果を公表されました。いわゆる2万人アンケートというやつでございます。この中で発見されましたことは、子供と親との

間にいじめに関してははっきりとした相違が明らかになったことであります。それは、子供たちがいじめで苦しんでいるという姿は見えても、親がそれに気付かない、あるいは気付いてもそれはたいして大きな問題ではないという意識の上での大きなギャップであります。これは実は大人も世界に対して警鐘を鳴らしているのではないだろうかというのが私の受け止め方であります。

私の所属している大地の会では、政務調査費による調査で大分市のこども条例について調査を行いました。大分市のこども条例では、いわゆるこのいじめの問題も一緒に条例として取り上げております。再度申し上げますが、子供たち、親、地域に目に見える形で大分市の教育委員会、先生方の取り組みをすべきであると考えてるのでありますけれども、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。三浦教育長。

【三浦教育長 登壇】

○教育長（三浦憲一） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問のいじめ防止対策についてでございますが、はじめに、昨年12月議会に報告以後のいじめに関する状況につきましては、市教育委員会では、いじめは起こり得るという前提のもと、年3回定期的にいじめに関する実態把握の調査を実施しております。その定期調査である12月調査を行ったところでございます。

深刻な事案ではなくて、しかも減少しておりますが、小学校では10件、中学校で8件の認知件数を確認しております。いずれも解消されておりますが、各学校では組織体制で指導、あるいは見守りを継続し、人間関係づくりなどに取り組んでいるところでございます。

認知のきっかけにつきましては、学級担任や養護教諭などに対する本人の訴えや保護者からの相談、周りの友達の気付きと相談であり、中学校においては学校のアンケート調査から認知した事案もありました。こうした認知の状況から子供たちや保護者と学校の間で一定の信頼関係が築かれているものというふうに捉えているところであります。

いじめの内容といたしましては、からかいや言葉による攻撃、陰口、冷やかし、仲間外れ、無視、持ち物へのいたずら等あります。

本市では、調査にあたり、改めて「いじめは最悪の場合、命を奪うことがあり、人間として絶対に許されない」との考えの指導の徹底を図り、いじめはどの子供にも起こり得るとの考えで早期発見、即時対応に努めることなどの基本的な考え方を示して実施し

ているところでございます。

各学校の対応といたしましては、学級担任や養護教諭か本人や保護者と面談したり、学級や学年での全体指導を行ったり、職員会議で事実確認をして全職員で観察や見守りをしたりしておるところであります。

また、事案によりましては、加害・被害の両方の保護者に連絡して面談したり、スポーツ少年団や部活動の指導者との連携による指導なども行われているところでもあります。

次に、「いじめ非行」に対処する体制の整備についてお答え申し上げます。

文部科学省におけるいじめの定義は、ご存じのとおり、子供が一定の人間関係にある者から心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立って行うというにされております。

学者によっては、いじめを3つに分類いたしまして、1つ目を健康な攻撃性とする「けんかやいじわる」、2つ目を不健康な攻撃性で物隠しや悪口、仲間外れ、無視などをして持続する「いじめ」、3つ目を恐喝や暴力などを含む非行・犯罪とする「いじめ非行」と分類している方もいるようであります。

いずれにしろ、いじめは決して許されないことでありまして、人権を侵害する行為であることから、子供にかかわる全ての大人がしっかり受け止め、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ根絶に取り組んでいくことが必要であると考えております。

市教育委員会では、児童生徒や保護者及び教職員それぞれに向けたパンフレットを配布しております。各学校も家庭と一体となって組織的にいじめ根絶に取り組んでいるところでございます。

また、各学校ではいじめを見逃さない体制づくりに努めており、校内研修の実施や教育相談体制の充実など、教職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。アンケート調査や個別面談の定期的実施や個人ノートや生活ノート等を活用した、児童生徒と教職員のレポートも大切にされているところでもあります。

幸い本市では深刻な事案がなく、これまで適用した事案はありませんが、もし、児童生徒がいじめ非行となるような、他の児童生徒や職員に傷害、心身の苦痛、または財産上の損失を与える行為や授業や教育活動を妨げる行為、施設や設備を破壊する行為などを繰り返し行い、学校の授業や教育活動の正常な実施を妨げる場合は、学校教育法第35条の規定に基づきまして、当該児童生徒を出席停止にできることを小・中学校管理

規則第9条に定めております。

しかし、この規定を運用することなく県のスクールカウンセラーに加えて市独自のフレッシュカウンセラーの配置や心の教室相談員の拡充による相談窓口の充実なども含めまして、今後もしじめ防止に向けた支援体制の強化を一層図るとともに、学校、家庭、地域、民生児童委員や関係諸機関との連携を密にした、いじめを許さない基盤づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、いじめ防止の実践プログラムについてお答え申し上げます。

前にも申し上げましたとおり、特に命を大切にすることにつきましては、道徳教育、まずこれがメインになりますが、道徳教育をはじめ教育活動全体で命や人権を大事にする指導や児童生徒自らが主体的にいじめ問題に取り組む自治的活動を重視して取り組んでいるところであります。

例えば、今年度は市内小学校6年生全員が参加して思いやりの心について考えた「OMOIYARI音楽会」をはじめ、豊かで平和な自分たちの生活や生物に深刻な影響をもたらしている環境問題を考える講演会などが行われております。

また、各中学校の生徒会の代表から組織される中学生サミットが昨年夏、被災地支援とともに、いじめ撲滅に向けたアピールを宣言し、各学校の生徒主体の取り組みの情報交換を行っております。例えば、「青いリボン運動」や「ありがとうの木運動」など、いじめに毅然と向かう意志の表明や感謝の気持ちの醸成等の取り組みが展開されているところであります。

さらに本市では、小・中学校が連携した5校でのあいさつ運動の実践や大仙市PTA連合会が提唱した家族で語り合う機会をもととする「ノーメディアデー」の取り組みなどもあり、子供たちが主体的に命の大切さや思いやりについて考え、実践する力やコミュニケーション力を培う取り組みの上に、教師や保護者が連携を密にして子供の状況把握や対応策の共通理解に努めることが、いじめのない学校づくりやいじめ撲滅の基盤を支えているものと考えております。

市教育委員会といたしましては、こうした取り組みとあわせて、どの子供も自己存在感を実感できる授業づくりを進めると。そして、子供一人一人が自己有用感を持ち、居場所のある学校づくりを目指すことも重要な要素であると考えております。

今後とも各学校が家庭と一体となり、また、関係機関との連携を図り、子供たちの命を大切にすることを育むとともに、いじめの早期発見、即時対応に努めるよう指導してま

いる所存でございます。

次に、いじめ防止対策への今後の取り組みについてお答え申し上げます。

現在、政府与党及び文部科学省の関係機関をはじめ全国の地方自治体等において、いじめ防止対策に向けた様々な動きがあることは承知いたしております。

先月2月27日には、大学の教員や弁護士、PTAの代表等の様々な分野の方々を交えまして、秋田県いじめ問題対策連絡協議会が開催されておりますが、本市の生徒指導担当指導主事も委員として出席し、県や市町村教育委員会が一体となったいじめ問題の対応について協議してきたところでございます。

協議会では、本市教育委員会やPTA連合会の提言及び児童生徒の自治的活動などを踏まえた、いじめ根絶に向けた本市の取り組み状況も紹介させていただきました。今後は、国や県の動向を把握し、協議会で示された様々な方策も参考にしながら、関係部署等とも連携して対応等を研究し、児童生徒自らがいじめの問題に向き合い、その根絶に向けた機運が醸成されるような学校づくりを目指したいというふうに考えているところであります。

こうした取り組みは、議員ご指摘のとおり、教育委員会や学校の取り組みをよりオープンにし、家庭や地域の理解と協力のもとに一体となって取り組んで、初めていじめを許さない基盤づくりが進むものと捉えております。本日のご説明も含め、今後とも機会あるごとにいじめ根絶に向けた取り組みについて、より広くお知らせし、より多くの皆様からのご意見やご指導とともに、ご理解とご協力をいただきながら取り組みの充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

【三浦教育長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

○12番（石塚 柏） 我々議員も、おそらくこの会場にいらっしゃる皆さん、ほとんどが秋田県の教育については非常に誇りに思っておると思います。しかし、いじめの問題がもしですね万が一出たとしたらば、そういったものは吹っ飛んでしまうんじゃないかという危惧であります。

山形県新庄市では、私たちのその大仙市に似て田園に囲まれた静かな商業都市です。

非常に大曲に似ているんじゃないでしょうか。この新庄市に今から30年程前に衝撃的な事件が発生しました。いわゆる新庄中学生のマット事件です。これはいじめによる中学生の死亡事件でありました。冒頭に申し上げた、いつでも、どこでも起こり得るいじめと。マスコミが騒ぐから暗いテーマだとかね、人から騒がれてどうのこうのいう傾向、受け止め方があると思うんですけども、そうではなくて、先程申し上げたように学校にいじめの問題、ケイジがある、いじめの問題で話があるという、もしかするとこの学校、いじめがたくさんあってうまくない学校でないかと、そういうような——これは私の受け止め方です——そういうことがありはしないかということで、先程もいじめの見える化、子供たちにいつもいじめというものが見えると。校長先生は、そういうことちゃんと見ているんだというような状況、それから、さっき父兄の2万人アンケートでも話したんですけど、父兄もですね私のあれかもしれないけど、学校はいじめがない、そういうチラシも来ない、文字も来ないということだとすると、それで本当によいのかなということで、同じような質問をするようで大変恐縮なんですけれども、もう一度教育長さんにそのいじめの問題をオープン化するといいましょうか、見える化といいましょうか、その辺のあたりについてもう一度積極的に進めていただきたいという私の切なるお願いに対しまして、お考えをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一） ご心配はごもっともだと思います。やはり子供ですので、人間関係の感情の行き詰まりで、普段仲良い場合も突然といじめというのは発生いたしますし、それから加害者・被害者が入れ替わったりもすると。これは子供の世界にはたくさんある世界でございます。ですから私たちは、いじめというのは起こり得るものだと、だから早期対応、それが一番大事であると、そこを全ての教員にも、家庭にも、PTA連合会にもお願いをしているところであります。情報をまずキャッチして、いち早く動こうと。ないということは絶対あり得ないのだと、そういうことであります。

それから、感情の行き違いがあっても必ず起きるんですけども、程度のところですね、あっこれ以上進むと、これは犯罪なのかなとか、危ないんでないかなということをやっぱり認識させていく必要があると思います。それがずるずるずるずるいくような状況は、やっぱり抑えなきゃいけない。ですから、今回の教育再生会議、国の会議の中にも、やはり当面の対策と中・長期的な対策というのが話し合われているようであります。やはり当面の対策というのは、やはりいじめと犯罪というのを区別しなきゃいけないと、

はっきり区別すべきだと。やはり普通の簡単ないじめの場合については、いろいろみんなの情報も上がりますし、それから、話して解決することが可能です。ところが、大津で起きたような事件になってくると、これはあきらかに犯罪だわけでありまして、これは警察も連携する必要がありますし、各関係機関とも咄嗟にやはり連携を取る必要があるということでもあります。したがって、そこら辺は私たちは区別をしながら、どちらにも対応できるような対応、それはやはりみんなで共通理解をすることによって動けることだと思いますので、関係部局とも連携を取りながら、一層それは前に進めてまいりたいなど、こう思っているところであります。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

○12番（石塚 柏） 大変満足させていただきました。それで再質問というのも変なんですけれども、議会で市長が施政方針演説で、いろんなテーマを提言されました。私は久しぶりに、本人の前で言うのはちょっと照れくさいんですけど、素晴らしい施政方針演説を聞いたなと思っております。2つ感銘したといいいましょうか、良かったなと思ったことがありました。

その中の一つが、こども条例の制定についてであります。市長さんからこのいじめの問題について包括的なお考えをお尋ねしたいわけであります。どのように子供たちと向き合っていくお考えなのでしょうか。いじめの問題も含めて考えていこうということなのか、途中でありますが、内容についてはまだ検討中ですという答えもあるかもしれませんが、市長さんからこのこども条例について、今現在、包括的なお考えをお聞かせ願いたいのであります。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する栗林市長、よろしいでしょうか。はい、栗林市長。

○市長（栗林次美） 新年度、こども条例を制定したいというお話させていただいておりますが、現在、今の考え方では、この上から条例を作るという考え方ではなくて、もちろんこういった問題も含めて、それこそ子供さん、そして子供の保護者の皆さん、地域の皆さん、そういう人たちも参加していただいたような形で、どういう条例を目指せばいいのか一定の枠組みは我々示していかなきゃなりませんけれども、それぞれの自治体の事例を見ましても、様々なやり方があるようであります。私はやはり市民と協働でこの地域、まちを創ろうということでやってきましたので、特にこうした問題については

市民の皆さんができるだけ参画というよりも一緒になってこの条例づくりをしていくというような視点で組み立てていきたいという、そういう考え方は持って臨んでいるところであります。当然そうしていきますと、こうしたいわゆる問題についても、この中でいろいろ皆さんと一緒に協議して、条例としてどういう方向、こども条例の中でどういう位置付けをしていくかという議論もなってくるのではないかなと思っております。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

○12番（石塚 柏） 大仙市の都市計画についてお尋ねいたします。

やや技術的な話ですので、答弁は必ずしも市長さん、三役にこだわりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

大仙市の中通線を中心にした環状線は、大仙市の都市計画の基幹的な事業であります。大曲駅を中心にくると回る環状線が大曲駅の利便性はもちろんのこと、仙北組合総合病院を中心にした市街地再開発事業の開発ポテンシャルを高めることは間違いありません。駅前第二土地区画整理事業が平成27年度までに工事を完了する予定で進めていると、ここ数年報告されてきました。土地区画整理事業、都市計画道路事業は国庫補助事業が中心でありまして、政権が変わり、政府の公共事業の見直しは、まさにチャンスではないでしょうか。実際、事業を進めるにあたっての質問をいたします。

工事の担当は土地区画整理事務所、道路河川課、都市管理課の3つの部署がそれぞれの補助事業でこの環状線の事業を進めることになるようです。そこで、県南の玄関口と位置付けられる大曲の環状線の完成は、平成27年度まで一体的に開通するのでしょうか。その予算、用地交渉、工程の見込みを答弁願います。

次に、駅前第二地区土地区画整理事業は、平成27年度に工事を終了するわけですが、しかし、それでは事業は終わりません。土地区画整理事業特有の画地確定測量、換地処分、精算業務と膨大な作業が待っております。そこでお尋ねいたしますが、全ての事業が完了するのは、いつなのでありましょうか。また、それに要する予算は幾らかかるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

続きまして、事業が続いている間は事務所スタッフの人件費や様々な経費の支出が続くわけですが、こうしたプロジェクト事業に対して事業期間を短縮し、財政の負

担を軽くすべきと考える必要があると思いますが、これに対する当局の対応はいかがでありましょようか、お伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の大仙市都市計画についてお答え申し上げます。

はじめに、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の平成27年度完成見込みにつきましましては、総事業費298億円に対し、平成24年度末の事業費ベースでの進捗率の見込みは、これまでの累計で約270億円となる予定から、90.6%となり、また、平成25年度末においては95.0%まで達する見込みであります。

建物移転補償については、現在、501戸の移転が完了しており、平成25年度に31戸、平成26年度に4戸を行い、完了する計画であります。

また、工事については、施政方針で述べましたとおり、中通線はJR奥羽線アンダーパス部分から市道四ツ屋大曲線に接続する区間、約505mを来年度供用開始する計画であり、残り127mについては平成26年度までに完成する予定であります。

その他の区画道路、水路及び街区整地工事についても平成26年度に概ね完了し、平成27年度は3カ所の街区公園を整備し、工事が完了する予定であります。

今後、国の交付金の配分の減など特別な事情が生じない限り、計画どおりに平成27年度に完了できるものと考えております。この国の交付金の配分の減、こうした特別な事情ができるだけ起こらないように、我々は県を通じて、あるいは整備局、国交省に様々な形で対応させていただいております。あわせて、国会議員の先生方からもこの件について強く要望をお願いしておりますので、議会の皆様からも、ひとつ様々な形で私どもと一緒にこの問題、最後のところまでできていますので、ひとつお力を貸していただきたいと思っております。

次に、都市管理課が所管する街路整備事業で行う中通線整備、延長192mについては、平成25年度に建物移転補償及び用地買収を完了させ、平成26年度に道路築造工事、平成27年度に舗装工事を行い、平成27年度内に供用開始させる計画であります。

また、道路河川課が所管する旧仙北町からのアクセス道路、（仮称）市道大花福田団地線の整備については、本年度7名の地権者に対し事業説明を行っており、平成25年度は路線測量などの業務を行い、平成26年度から国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、平成27年度内の完成を目指しております。

これら2本の幹線道路が一体的に機能することにより、大曲駅周辺中心市街地への交通の利便性が、さらに向上するものと考えておりますので、最終盤になりましたのでこの問題に全力を傾けてまいります。

次に、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の全ての事務事業が完了する時期につきましては、先に申し上げておりますとおり、建物移転補償及び工事については平成27年度に完了する予定であります。

また、完了事務については、平成25年度から画地確定測量を行い、その後清算金算定作業、換地計画書の作成及び説明会を行い、平成28年度に換地処分業務を実施する予定であります。最後に清算金事務を平成29年度から行うこととなりますが、清算事務は清算金徴収の分割納付期間が最長5年となることから、全ての事業が完全に終了するのは平成33年度になる予定であります。

総事業費については、完了事務経費も含めて計画どおり298億円で完了できるものと考えております。

次に、事業実施期間内の経費縮減につきましては、土地区画整理事務所などの事務的経費の縮減につきましては、平成28年度から始まります換地処分業務における換地公告が終了するまでは、地権者からの様々な問い合わせ等が多くなると考えられることから、権利者の利便性を図るため、平成28年度までは現在の事務所内で業務を続けることとなります。

しかしながら、平成26年度に建物移転補償が完了し、平成27年度に工事が完了することから、平成27年度以降は職員配置等の見直しが必要になるものと考えております。

また、事務所の存続については、平成28年度で大方の事務が終了することから、その後の利用計画については今後検討してまいります。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

○12番（石塚 栢） この土地区画整理事業は、大変長い期間を要しました。正確には思いつかないわけですがけれども、20年以上、あるいは30年近い年月だと思います。

清算に向かうわけですね。清算に向かう場合は、お金の問題ですから、何かあれば

やっぱり話がややこしくなる、しかし、担当者はいない。相当過去の資料は整備されて、地権者と正確な説明、交渉をしないと、これもなかなか大変なことになっていくと思います。それら今現在工事をやっている間から清算事務をにらみながら準備をしていかないと、なかなか間に合わないといひましようかトラブルが発生するのではないかと——これは老婆心です——いうふうに考えます。その辺のところも抑えについてはいかがなものでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願ひします。田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 再質問にお答ひさせていただきます。

清算事務につきましては、議員ご承知のとおり、ずっと過去からのいろいろな交渉の経緯等の問題を引き継いだ上での清算事務ということで、まるっきり事業に関係ない人がやるというのは、非常にこれ難しい問題ではないかと我々も感じているところでございます。

ただ、大仙市には過去、大曲市時代に実施しました通常第1工区と言われております駅前区画整理事業がござひます。その清算事務を経験した者もおりますので、その辺の実例を十分参考にしながら、現在から今の段階から職員も清算事務に向けた作業等について検討を始めているところでござひます。25年度から画地測量等の段取りに入るということも踏まえまして、いろいろ過去からのその課題、問題点等を整理しながら準備を整えているところでござひます。

過去の事例から申しますと、大体2名ぐらいの配置で作業を進められるんでないかなというふうに今のところは考えておりますけれども、もう少し清算事務に入る時期までに、その体制なり、もう少しきっちりしたものを固めていきたいというふうに考えているところでござひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

○12番（石塚 柏） 私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田 正） これをもちまして、12番石塚柏君の質問を終わります。

【12番 石塚柏議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後3時10分に再開いたします。

午後 3時01分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、13番金谷道男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、13番。

【13番 金谷道男議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男） 今日の最後で5番目ですので、大分皆さんお疲れだと思いますので、手短かに質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、農業振興についてお尋ねをいたします。

市の基幹産業である農業の振興は、地域活力を向上させるための大きな要素であることは言うまでもありません。生産基盤の整備、法人や認定農業者などの担い手の育成、取り組む品目、いわばどのような場所で、どのような人が、どのような品目を、どのように生産・販売するのか、そして行政としては、どのような目標を立て、それを政策支援していくのか、これが大切だと思います。非常に大きい課題ですので、これはいつかの機会に委員会等で個別については質問させていただきたいと思いますが、今回はその中の一つであります生産振興のうちの畜産についての提案というようなことで質問をさせていただきたいと思います。

T P Pに翻弄されることに現われているように、本当に農業を取り巻く話題の中に、なかなか明るい話題がないのが現実であります。そんな中で昨年10月、全国和牛能力共進会において、秋田県の「義平福」の産子が肉牛部門で、これまでの秋田県の和牛としては最高位の優等賞二席の評価を受けたことは快挙でありますし、当市内の生産者等が出品した繁殖雌牛群でも二等1席を受賞しました。畜産関係者だけでなく、県民に大きな喜びを与えてくれたと思います。これまでの関係者の努力に深く敬意と感謝を申し上げます。

そして、その効果でしょう、市場における素牛の価格の高騰が続いているようで、生産農家には大変士気の上がることだと思います。この流れを何とか続けていきたいものであります。

そのためには、まだこの共進会で1番にはなっていません。次回は4年後、宮城県で開催が予定されているとのことなようであります。共進会は様々な部門があるようですが、大仙市でできる部門で日本一を目指し、大仙市の畜産関係者が総力を挙げて次回第11回全国和牛能力共進会で1番を獲ることを目標とするプロジェクトを立ち上げて進めるべきと考えます。もちろんこの取り組みは県でも考えていると思いますし、同じようなことを考えている市町村も県内にはあると思います。お互いに競争と連携により進めることで相乗効果が生まれ、成果が出ると思います。

農家でない私が言うのも大変おこがましい話ですが、地元の畜産関係者の方々とお話をしますと、共進会で出陳する牛をつくるのには、一般の販売用とは違う飼養が必要とも聞いております。挑戦する飼育農家には大変な苦勞もあるようですし、時間もかかることであります。だからこそ支援が必要だと思えます。昨年、せっかくいい成績を収めました。これを崩さずにさらに上を目指すためには、今から施策を講ずる必要があると考えます。市長はこのことについてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の農業振興策についてであります。昨年10月に長崎県佐世保市を会場に、5年に一度開催される「第10回全国和牛能力共進会」において、県の種雄牛である「義平福」を父とする肥育牛が枝肉の部で全国2位を獲得し、また、本市から秋田県代表として種牛の部に出品された2頭が2等賞を受賞したことは、地域畜産関係者を勇気づけるものであり、県産牛肉の市場評価の高まりや販路の拡大等、今後の秋田県畜産業の飛躍に大きく貢献するものと期待しております。

次回の第11回大会は平成29年度に隣県の宮城県で開催されることが決定しており、県では「義平福」の後継牛づくりをはじめチャンピオンを獲得すべく事業を展開すると伺っております。

また、本市では市単独事業である肉用牛の導入事業補助金について、大幅に助成内容を見直しし、平成23年度から遺伝子能力を数値化した育種価が高い優良雌子牛、優良肥育牛への手厚い支援を行うことにより、雌牛生産基盤の改良や資質向上に積極的に取り組んでおります。

このような盛り上がりを継続し、さらなる効果を上げることが、畜産農家の所得確保

はもとより地域の農業活性化に向けた取り組みには必要であると考えております。

市内の畜産農家の中には宮城大会を目指したいという若い農家も多いことから、大会の出品条件などの基本骨子を見極めながら、市といたしましても導入事業の制度拡充の検討や夢プラン事業の活用などによる支援をはじめ、J Aや秋田県などの関係機関と検討の場を設け、早期に宮城大会へ向けた体制の構築に取り組めるよう努めてまいりたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、13番。

○13番（金谷道男） 強力な支援を考えるというお答えと受け止めました。私先程も言いましたとおり、5年後とは言いましても前年度には予選がもう始まるわけで、予選に入る前には、当然その前に選択ということがあると思います。そういう意味では、非常に時間があるようでないということがあろうかと思っておりますので、何とかそのタイミングを逸しないような対応をお願いしたいなと思っております。

それからもう一点、やっぱりこれ飼育する農家の意欲というか、その働きが非常に大きいものがあるんだと思っております。なかなか単独では飼育農家も非常に荷が重いということにもなりかねません。そういったチームで向かうという、そんな考え方も私は必要じゃないかなと思っております。そういう意味では実際に生産する、あるいは飼育していく農家の方々、今、市長の答弁の中にもありました若い飼育農家の方々、意欲あるというようなこと、わかっておられるようですので、是非その人たちと少し早めにこの件について話し合いの場を持って欲しいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員ご指摘のとおりだと思います。我々もいろいろ畜産関係者から情報をいただいておりますので、新年度に入って間もなく様々な形で準備に入らせていただきたいと、こういうように思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、13番。

○13番（金谷道男） 先程も言いましたとおり、非常にT P Pの行方も心配なところが

いっぱいあるわけですが、こういったところで一つの活路が見出せるものではないかと思っておりますので、何とかそういう思いも込めながらこの後の農業振興、よろしくお願ひ申し上げまして、この件に関しての質問は終わりたいと思っております。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、2番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男） それでは、2つ目の家庭ごみの減量化について質問をさせていただきます。

市の環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画で、持続可能な循環型地域社会を目指すためには、限りある資源を大切に、廃棄物発生抑制、再利用、再生活用、これらが大切で、焼却処分量を極力減らすことを基本にし、どうしても発生する一定のごみについては適正に処理をするとしております。

その施策の一つとして、平成20年に人口が減少しているにもかかわらずごみの焼却量、特に家庭の燃やせるごみの増加に歯止めがかからないことから、ごみに関心を持ってもらい、減量するための一つの方法として、ごみの処理手数料の徴収を始めたわけですが、導入から4年が過ぎた現在、大仙美郷環境事業組合の処理年報の資料によりますと、徐々にではありますが家庭の可燃ごみが増加傾向にあります。特に残念ながら私の住む太田地域、仙北地域が、その傾向にあります。そしてまた、数字を見ますと、市全体の減少率も低下傾向にあるように思います。増加の理由は、もしかすれば災害によるものなどやむを得ない原因もあるかと思いますが、そればかりでなくてリバウンドの傾向が出てきたのではないかとも思われます。全国的に見ましても手数料の導入当初は減少しますが、徐々に慣れっこになり、リバウンドをするという傾向があるようです。

そこで、この傾向を防ぎ、先程申し上げました本来の目的、循環型地域形成を目指すためにも何らかの施策を講ずる必要があると思っております。市長は施政方針演説の中で紙類の回収率を高めると述べましたが、その具体的な方法を含めて減量をさらに進める誘導策を何かお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問のごみ減量対策についてお答え申し上げます。

廃棄物の減量化につきましては、平成20年3月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成20年度からの家庭ごみの有料化や食品トレイ・ペットボトルキャップなどの各種拠点回収、使用済み食用油回収団体の育成などの施策を実施し、ご

みの減量化・再資源化を推進してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり平成23年度の家庭系可燃ごみにつきましては、水害の影響もありましたが前年度比0.16%の減と減少率が低下し、事業系可燃ごみにつきましては前年度比3.2%増加し、総排出量では有料化以降初めて0.5%の増加に転じております。

こうした状況を踏まえ、市では今年度、家庭ごみの袋の内容を調べるサンプリング調査や、これまで実施してまいりました施策の評価・検証を行い、基本計画の見直し作業を実施しております。

見直しにあたりましては、資源化できる紙類の回収率向上や家庭ごみ有料化による経済的インセンティブを持続させるための啓発強化などが課題であることから、雑紙リサイクル袋による分別推進、布類の資源回収実施に向けた検討、廃棄物の問題を含め大仙市全体の環境について考えるシンポジウム「環境にやさしいまちづくり」の開催、循環型社会形成推進キャラクター、NOレジ袋推進標語の募集、市内小学生を対象とした雑紙リサイクルに関する環境学習の5つを重点施策として取り組んでまいりたいと考えております。

具体策といたしましては、ごみ袋のサンプリング調査において、家庭系可燃ごみの11.7%を占める資源化できる紙類の回収率向上を図るため、新聞紙を使ったりリサイクル袋の作成を全て障害福祉サービス事業所に委託し、紙類の分別に関するチラシと一緒に全戸配布をするとともに、市民集会や出前講座等の機会を利用し、袋の作成方法と雑紙類の分別についての啓発に努めてまいりたいと思います。

また、9.7%を占める布類については、平成26年度からの資源ごみ回収実施に向け、収集体制の構築や再資源化先の選定作業を進めてまいります。

事業系ごみの減量化及び再資源化につきましては、民間事業者に対する啓発活動と訪問指導を強化するとともに、収集運搬業者への分別収集の徹底を指導してまいります。

基本計画の見直し案につきましては、2月22日に廃棄物減量等推進審議会に諮問し、原案は妥当であるとの答申をいただいたところではありますが、委員からは各施策の周知と実施にあたり早期に取り組むよう、ご意見を賜ったところでもあります。

見直し案につきましては、本定例会の総務民生常任委員会に報告し、3月下旬に告示することとしております。

なお、見直しを行った基本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって循環型

社会の構築に向け、より一層努力してまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、13番。

○13番（金谷道男） 紙類、雑紙類の回収のこともいろいろお考えということでございます。私も実はごみを、この有料化のときもいろいろ申し上げましたが、家庭ではごみ出し係ですので、ごみを出すところには毎回行っております。やっぱり中身見ますと、資源化できるようなものが大分混じっているというのがあります。

そこで、一つの誘導策と言っては変ですけれども、地域別の減少率が多分私、把握できると思います。それに応じた環境基金といいますか、これも確か袋のとき私同じようなことを申し上げましたが、その環境運動に使えるようなその基金みたいなものをその量に応じて積み上げていくということの考え方も一つの方法ではないかなと、減少しないと基金が積み上がらないということになると思いますけれども、そういったところの要するに袋のときもその経済的なインセンティブが減量に効くんだらうということで導入しました。それと同じような考え方で、協力することで地域にその基金が積み上がるというような、それも一つの経済的なインセンティブなのかなと、そういったこともちょっと考えてみたらどうだろうかということでもあります。非常に先程も言いましたように恥ずかしい話ですが、私どもの地域が、どうもそのリバウンドが早く進んでいるような気がしていますので、そういったことのこの誘導策も一つあるんじゃないかなということが一点です。

それからもう一点、私ちょっとここに持ってきていますけれども、これPPです。これも基本的にはまずリサイクルできるということですが、なかなかシステムが難しいんだと思います。これと菓子袋、あれもかなりの量、やっぱり見ていると入っているんです。何かここら辺も、私、リサイクルというか、リサイクル、あるいはリデュースもそうですけれども、量が集まらないとなかなか営業的に成り立たないという問題が当然あるんだと思うんですが、一応検討してみる価値はあるのではないかなと、そんなことを思うところであります。生ごみも当然そうなんです、生ごみだとやっぱり結構難しい問題がいっぱいあるかと思うんですが、こういったものだと、菓子袋とかであれば、これもまた一つの分別の中に入れられるものではないのかなと、そんなこともちょっと

思っているところでありますので、そんなことも含めて、プラス今考えていることにプラス市民の方々に、結局減量が自分たちに、ある意味ではプラスになるんだよというようなその誘導策も必要ではないかと思っておりますので、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） いろいろ今、減量等推進審議会に原案を出させていただいて、いろいろ協議もいただいております。それ以外にも様々な、実際やっていく場合、やっぱりそのアイデアもいろいろあると思っておりますので、そうした関係についてもできるだけ取り入れるものは取り入れて減量化に向けた取り組みをしていかなきゃならないと思っております。

それから、ちょっと地域別にいろいろやってみて、その効果を測定しながら、高いところを出すのではなくて効果に対してこの何かインセンティブを与えるというのは大変面白い手法かなと思っておりますので研究させていただきたいと思っております。

ただ、このごみの減量、いわゆる出し方につきましては、いわゆる一般市民の皆さん、一定のやっぱり協力、理解がないと、あまり小さく細かくしてしまいますと市民が対応できない場合も当然考えられます。その辺はいろいろ今までの経験を活かしながら、十分市民の皆さんの意見も取り入れながら、やった以上はきちっと実行できるようなものを追加していきたいなというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、13番。

○13番（金谷道男） 減量の方法、いろいろ手法あると思っておりますので、是非検討していただきたいと思っております。

それから、先程言った私あのお菓子の袋の話をしたのは、実はそれは子供たちが一番出すということでもあります。その子供たちの意識を変えるという意味では、私はちょっと効果あるんでないかなと。ただ、その先が非常に問題だと思うので、そこら辺は是非当局の方から検討していただきたいなと思っております。この質問は終わります。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、3番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男） 最後の質問は、実は今日の午前中の一番最初の大野議員の質問と非常にダブるところがありまして、既にお答えいただいているような内容のご質問にな

る部分もあろうかと思えますけれども、通告しましたので質問をさせていただきたいと思えます。

市の債権の管理についての質問でございます。

平成23年度決算を見ますと、市の収入未済額は繰越事業の未収入特定財源を除いて、一般会計で7億7,300万円、国民健康保険の7億4,500万円、学校給食特別会計の2,500万円、こうしたものを合計しますと16億2,800万円あります。平成22年度の決算の約17億6,000万円に比べますと減少しております。これは不納欠損処理が進んだことや午前中の市長の答弁にもありましたが、担当者の収納努力等によるものと思えます。それはそれで非常に良いのですけれども、いずれ16億2,000万円という、本来収入になるべきものが入っていないということがあります。いわばこれは市が債権を持っているということでもあります。

決算審査でも申し上げましたが、私どもは市民から負担いただいたお金で自治体を運営しているわけで、負担の公平性・透明性は大切だと思いますし、現下の厳しい財政状況からしても収入未済額の回収は重要だと思っています。

そこでお伺いしますが、現時点で過年度分及び現年度分の収入未済額は、税、それから強制徴収公債権、それから非強制徴収公債権、私債権等の債権の分類ごとにその額はどのぐらいになっているのでしょうか、お知らせをください。

それから、私が申し上げるまでもなく債権は税、今申し上げましたとおり税をはじめ分担金、使用料や手数料、利用料などで多種多様であります。その性質も公債権、私債権、それから強制できるもの、できないもの、時効の成立要件の違いなどもありますので、その管理と徴収は大変難しい専門的なものがあると思えます。

大仙市では今、各担当課が債権管理と徴収業務を行っていると思えますが、同じ債権者に複数の市の債権がある場合、それぞれが対応していると思えます。そうなりますと、受け手である債権者と市がそれぞれ同じような交渉をするということになります。これは決して双方にとって効率的なものではないと思えます。

それから、税については先程市長の答弁の中に、大野議員の答弁の中にもありましたが、県と連携しながらきっちりやられているようではありますが、それプラス私債権もたくさんあるのではないかとということでもあります。そういったものも含めての話であります。

これも先程大野議員の中にありましたが、私ども1月の下旬に船橋市に公金徴収の一

元化ということで行ってまいりました。概略を申し上げますと、船橋市では債権を管理する専門部局による対応をしているということでもあります。基本的には、賦課・徴収は担当課で当然やっておるのですが、問題のあるケース、例えば複数の公金の滞納があるものや長年にわたって滞納しているもの、あるいは稀なケースだと思いますが、悪質な滞納のケース、そういったものは債権管理団体で行うというような内容でありました。このことによって何がいいのかということは、一つは担当課はそういう複雑な問題に入ることなしに、現年度徴収に非常に力を入れることができるということでもありますし、債権管理課は専門性を非常に伴う仕事でございますので、そこでは専門性を発揮しまして差し押さえなどの強制執行も行いながら、そしてまたその他のいろんな手法も用いながら収納効果を上げておりました。決して取るということは、昔の時代劇の映画でありませんが、悪代官が寝ている病人の布団をはがしていくような、そんな決してそんなイメージではなくて、むしろ公平に実態をしっかりと調査し、適法にあらわすということによってそのアナウンス効果が非常にあるというようなお話でございました。非常に参考になりました。確かに船橋市については大都市でございますので、その職員と市民の関係もどうなのかという質問も私どももしました。ただ、考え方としては非常に公平な負担をしていただくというアナウンス効果が非常に出ていているというようなお話でございました。

そこで、当市においてもこの債権の一元管理にするシステムを作ったらどうかということでもあります。この点、市長はどういうふうを考えているのかお伺いをいたします。

それから次に、未収金の処理のことなんですが、不納欠損となる前の処理として、公債権は各法令によって行われると思いますし、また、市債権については民法とか市の債権管理条例に基づいて当然行っていることだと思います。そのような実態で行っていると思いますけれども、実態調査による督促や分納、それから先程もありましたが連帯保証人への催告、時効の中断や強制執行の検討など、そうしたものの実際どのように行われているかということと同時に、その経過の記録はどうなっているのかということでもあります。これも非常に職員は人事異動がありますので、なかなかそこがうまく伝わらないということもあるというようなふうにも私も感じます。そうしたことの経過をしっかりとした上で、その欠損処理、不納欠損処分をしているのか、そういった実態はどうなっているのかというようなことをお伺いしたいと思います。

そして、この債権者に関する債権情報は、各担当課が管理していると思いますが、庁

内の関係部局とそういった債権の情報の共有とか、あるいは交換をしているものなのかどうか。また逆に、市がその債権者に債務を持っているケースもあるかと思えます。そうした情報もあわせて、どうなっているのかということでもあります。

それから最後に、大仙市の公金の徴収に関して、期限後の延滞金の取り扱いですが、私債権については債権管理条例に規定があるようですが、個別条例に定めているものについては、私全て見たわけではありませんが、全て一律の基準で賦課しているのか、それとも個別条例ごとに賦課しているのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の債権管理についてお答え申し上げます。

午前中の大野議員に対する答弁と重なる部分もあると思いますが、できるだけ金谷議員の質問の趣旨に沿って答弁させていただきたいと思えます。

はじめに、市の債権である市税等の管理についてであります。

現時点での収入未済額につきましては、監査委員による出納検査が終了している1月末現在で、調定額に対して一般会計・特別会計、合わせて56億4,713万3千円が収入未済額となっております。これから国・県支出金や市債等の未収を除くと43億2,560万円の未済額となります。これらの内訳は、現年度にかかわるものが29億2,175万6千円、滞納繰越にかかわるものが14億377万2千円となっております。

現年度分のうち、市税及び国保税では14億4,157万6千円、保育所保育料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料等の強制徴収公債権では2億164万4千円、生活保護返還金、老人保護費負担金及び公の施設の使用料等の非強制徴収公債権では485万4千円、貸し付け等私法上の債権は12億7,368万1千円となっておりますが、この中には納期期限が未到来のもの、預貯金なども含まれております。

滞納繰越にかかわるものにつきましては14億377万2千円となっており、市税及び国保税は12億3,173万円、強制徴収公債権では8,933万9千円、非強制徴収公債権は321万2千円、私債権7,949万円となっております。

次に、債権の管理につきましては、市税及び国保税は税務課で管理しておりますが、他の債権にあつては担当課で管理しております。

平成19年4月に収納率の向上、市民の税負担などの公平及び財源確保に必要な対策を講じるため、大仙市収納対策推進本部を立ち上げ協議しておりますが、この収入未済額の管理につきましては、それぞれ異なるシステムで管理しており、リアルタイムでの現状把握は困難なことから、各課から提出されたデータを名寄せし、当面は一定期日を定めてデータの提供をいただく方式をとっており、督促状で指定した納期限までに納入しない場合であって、催告しても正当な理由がなく納入に応じない納入義務者について、債権管理台帳に登載し、大仙市の債権の管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき管理しております。

現在の債権管理台帳は、平成22年3月末現在となっており、強制徴収公債権、非強制徴収公債権並びに私債権の合計では、520件、約5億8,993万4千円としており、これらについては平成25年5月末の出納閉鎖後に更新することとしております。

また、従来の各債権における収納事務や債権管理の実態がまちまちであったため、それぞれの段階ごとに的確な債権管理ができるように、平成20年1月に「収納事務マニュアル」を作成し、各課所の実態に即した対応を可能にしております。

市税及び公金などの収入未済額の管理及び徴収事務の一元化につきましては、当市の滞納者数、滞納額、資力のない方が多いという滞納者の実態を考えた場合、債権管理台帳の整備を進め、関係各課と今まで以上に連携を強化するとともに、それぞれにおいて適正に管理していくことで対応が可能と考えております。

次に、大仙市の債権の管理に関する条例による債権管理状況については、競売事件等が発生した場合は、税以外の公課——主に下水道使用料であります——税以外の効果を同時に交付要求する等連携することとしております。

破産事件の債権申し出でも、税以外への配当が見込まれる場合は、関係課へ連絡しております。

滞納額の徴収につきましては、預貯金、給与、年金の差し押さえ、あるいは生命保険や出資金の請求及び滞納者の居宅等の搜索を実施しており、これらの強制処分も含め滞納者の実態把握に努めた結果、無財産あるいは生活困窮等で担税力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止をし、その後、不納欠損するケースが多くなっております。

税以外の債権についても分納の勧奨なども含め、その実態把握に努め、地方自治法あるいは大仙市の債権の管理に関する条例に基づき不納欠損しておりますが、この経過などについては滞納者別に税務課含めそれぞれの課において明確に記録されております。

延滞金の取り扱いにつきましては、地方税法あるいは市督促手数料及び延滞金条例、私法上の債権にあっては契約により延滞金が規定されておりますが、滞納者の実態把握に努めながら対応しているところであります。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、13番。

○13番（金谷道男） 債権管理については、十分今の市長のお話を伺いますと、落ち度のないしっかりした対応をしているというような答弁と私は受け取りました。

そこで、実はその債権管理条例なんですけど、市の債権管理条例は、他の法令で全部定められているのでということだと思えますが、私債権のところの記載が大分多いというか、それがメインのように私は感じております。

実は船橋市に行ったときに、船橋市では管理条例に他の法令で規定があるものについても、いわゆる市の債権になりそうなものについてのことを、私、二重に規定しているなとは思ったんですが、そういう規定を全部作っておりました。当然債権管理するためには地方税法とか国税徴収法とか民法とか破産法とか、そういったいろんな法律がかかってくるわけで、それをあらかじめ管理条例の中に実は船橋市の場合は作ってありました。なぜかといいますと、それは今、市長の答弁の中にもありましたが、職員がそれを見ることによってマニュアル化して他の法令を調べなくてもいいと、逆に言うと、それを見ると債権の管理ができるというそういったものの根拠にしたいというような思いで作ったというようなお話でした。私も何回も言っていますが、それぞれの債権によって徴収の手続き、あるいは今、市長の答弁の中にもありましたその差し押さえの場合のやり方、それから破産の場合の対処の仕方、これも全部の分類ごとにそれぞれ手法が違うことですので、それを全て職員が知っているということは大変なことだと思います。かなりのプロでないと実はできない内容なんだと思います。そういったときにその条例を見ると、ある程度こう見れるというようなことで、そういったことも作ってやっておったということでございます。是非、私今すぐやればどうこうという話ではなくて、ひとつ検討してみたいかということでもあります。

いずれ公務員はやったことに対する責任も当然問われますが、やらなかったことに対する責任も、我々職員の責任というものがあるので、その債権管理の場合は、もしかす

ればそういった見落としというようなものが後々その公務員の、職員の方々にそういう責任が問われるということであれば私は非常にまずいことだと思うので、そういった難しい手続きであればあるほど何か明確なものがあればいいなど、今、市長の答弁にはマニュアルちゃんと作ってあるということなので、その点は間違いのないと思いますが、この前の私、温泉の不納欠損のときも委員会で質問させていただきましたが、ちゃんと営業の確認しているのか、あるいはその会社の資産を本当に調査したのかというような話でしたつもりなんです、そういったところもしっかりとやっていくべきではないかなという思いで今回の質問をさせていただきました。

いずれ大きい、ちっちゃいも当然あると思うんですが、やっぱりそういう先行のやり方のいい面は大いに私は研究してみる必要があるんじゃないかなと、そんなふうに思っているところでありますので、そういうふうに申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） これにて13番金谷道男君の質問を終わります。

【13番 金谷道男議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でございました。

午後 3時51分 散 会

